

第 31 回人権理事会記録

房野 桂 作成

2016年2月29日(月)午前

議事項目 1: 組織上・手続き上の問題

開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長
2. Mogens Lykketoft 総会議長
3. Xeid Ra'Ad Al Hussein 人権高等弁務官
4. Didier Burkhalter スイス連邦外務大臣

2月29日(月)昼

高官セグメント

トーゴ大統領、スロヴァキア外務・欧州問題大臣、トルコ副大臣、バラグアイ外務大臣、カタール外務大臣、サンマリノ執政、ポルトガル外務大臣、ベルギー外務大臣、リヒテンシュタイン外務大臣、Helen Clark 国連開発計画総裁、国際フランス語圏団体事務局長、Irina Bokova 国連教育科学文化機関事務局長、キルギスタン副首相、パナマ外務大臣、イラン司法大臣、フィンランド外国貿易開発大臣、ブラジル女性・人種平等・人権大臣、モナコ外務協力大臣、オランダ外務大臣(欧州連合外務高官代表・欧州委員会副議長の代理)、アルメニア外務大臣、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国外務大臣、ジョージア外務大臣、ルクセンブルグ外務大臣、メキシコ人権多国籍問題政務官、リトアニア外務大臣、ノルウェー外務副大臣、Babatunde Osotimehin 国連人口基金事務局長

2月29日(月)午後

人権の主流化に関する年次高官パネル

開会ステートメント

1. Choi Kyong-Lim 人権理事会議長
2. 潘基文国連事務総長
3. Mogens Lykketoft 第70回国連総会議長
4. Zeid Ra'Ad Al Hussein 人権高等弁務官

司会者・パネリストのステートメント

1. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官(司会者)
2. Zamir Akram 開発への権利作業部会議長兼報告者・元ジュネーヴ国連パキスタン代表部大使
3. Helen Clark 国連開発計画総裁・国連開発グループ議長
4. Babatunde Osotimehin 国連人口基金事務局長

討議

ブラジル、ボツワナ、サウディアラビア、アンゴラ、ヴェトナム、バーレーン、欧州連合、ノルウェー、ジョージア、南アフリカ、デンマーク(北欧グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、国際人権推進保護国内機関調整委員会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル(国際レズビアン・ゲイ協会、国際カトリック子どもビューロー、Terre Des Hommes 国際連盟、母親を大切に---MMM、プラン・インターナショナル Inc も代表)、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(カトリック女性団体世界連合、Mouvement International d'Apostolate des Milieux Sociaux Independants、国際カト

リック移動委員会、良き羊飼いの聖母マリア慈善の会衆、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団、St.Vincent de Paul の慈善の娘団、Points-Coeur 協会も代表)

パネリストによる回答

Kate Gilmore, Zamir Akram, Helen Clark

パネリストによるステートメント

5. Yannick Glemarec ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長
6. Jan Beagle 国連エイズ合同計画副事務局長

討議

オーストラリア、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、インド(ブラジル、ロシア連邦、中国、南アフリカも代表)、ナミビア、米国、メキシコ、リビア、ポルトガル、コスタリカ、アラブ人権委員会、Civicus, 太平洋障害者フォーラム

まとめ

Kate Gilmore

3月1日(火)午前

人権規約 50 周年に関する高官パネル

開会ステートメント

1. Choi Kyonglim 人権理事会議長
2. Zeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官
3. Gennady Gatilov ロシア連邦外務副大臣

パネリストによるステートメント

1. Fabian Omar Salvioli 人権委員会議長
2. Waleed Sadi 経済的・社会的・文化的権利委員会議長
3. Catarina De Albuquerque すべてのパートナーシップ上下水道議長
4. Andrey Klishas ロシア連邦連邦議会連邦評議会憲法国造り委員会議長
5. 福田パー咲子 ニュー・スクール国際問題教授

討議

キルギスタン、ブラジル、ボツワナ、ヴェトナム、ギリシャ、欧州連合、スロヴェニア(オーストリア、リヒテンシュタイン、スイスも代表)、オーストラリア、フィンランド(デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンも代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ロシア連邦(有志グループを代表)、南アフリカ、マレーシア人権委員会、Centre pur les Droits civils et Politiques、人権ハウス財団

パネリストによる回答

Fabian Omar Salvioli, Waleed Sadi, Catarina De Albuquerque, Andrey Klishas, 福田パー咲子

討議

中国、フランス、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、ナミビア、オランダ、ネパール、インドネシア、コロンビア、メキシコ、フィリピン、イラン・イスラム共和国、Commission Nationale des Droits de l'Homme de la Mauritanie、太平洋障害者フォーラム、Espace Afrique International、パキスタン、スーダン、エジプト、ルーマニア、インド、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、婦人国際平和自由連盟

まとめ

Fabian Omar Salioli, Waleed Sadi, Catarina De Albuquerque, Andrey Klishas, 福田パー咲子、Choi Kyonglim

3月1日(火)昼・午後

高官セグメント

パレスチナ国外務大臣、Sergey Lavrov ロシア連邦外務大臣、アルジェリア外務大臣、アンゴラ司法・人権大臣、チェコ共和国人権・平等・立法大臣、アルバニア外務大臣、デンマーク外務大臣、カナダ外務大臣、ボツワナ外務大臣、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ外務大臣、ドイツ連邦政府人権政策・人道援助コミッショナー、キプロス外務副大臣、国際赤十字委員会総裁、欧州会議事務総長、ギリシャ外務副大臣、スロヴェニア外務副大臣、ジンバブエ司法大臣、赤道ギニア人権担当副首相、モンテネグロ副首相・外務欧州統合大臣、朝鮮民主主義人民共和国外務大臣、中央アフリカ共和国司法大臣、ナイジェリア外務大臣、コンゴ共和国外務協力大臣

3月1日(火)午後・夜

高官セグメント

ウルグアイ外務大臣、モルディヴ外務大臣、エリトリア外務大臣、ガーナ司法副大臣、アラブ首長国連邦外務大臣、サウディアラビア大臣・人権委員会議長、スーダン司法大臣、ヴェトナム外務大臣、スウェーデン文化・民主主義大臣、ウクライナ外務大臣、モーリタニア外務大臣、イラン・イスラム共和国人権高等評議会大臣、南アフリカ国際関係協力副大臣

答弁権行使

アゼルバイジャン: アルメニアとアゼルバイジャンとの間で 20 年以上も続いている紛争がある。この紛争の根底にある原因は、アゼルバイジャンのナゴルノ・カラバフ地域のアルメニアによる占領である。この紛争での武力使用禁止の原則は、アルメニアによってはなはだしく侵害されている。アゼルバイジャンは、未だ実施されていない 1993 年の国連安全保障理事会決議によって予想されているように、この原則を守るようにアルメニアに勧めるよう国際社会に要請する。これが紛争の唯一の解決策である。

シリア・アラブ共和国: フランス、リトアニア、カタール及びオランダは、シリア政府に対して間違った非難をした。シリアは、テロを通してシリアを覆そうとしているその敵によって推進されているこのような嘘を拒否する。シリアは、継続してその文民を保護し、テロと闘う。同時にシリアは、人道援助を促進するために、国連や赤十字との協力を求める。フランスが、テロリストを庇護するために国連に決議案を提出するのみならず、経済封鎖を通して国民の苦しみを利用していることは恥ずべきことである。さらに、カタールとサウディ政権が、シリアのテロリストを支援していることは、誰もが気づいていることである。

トルコ: トルコはテロリズムと闘っており、この目的のための国際協力となるとその努力はよく知られている。トルコの決意を疑問視するほんの僅かなヒントも嘆かわしく思い、トルコでは誰一人ジャーナリストの活動に関連する罪で告訴されていないことを述べる。法の支配は、プロセスの公正な終結のための最高の保証である。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国に答えるが、韓国は、「脱北者」に関する歪められた発言は受け入れない。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに答えるが、第二次世界大戦の状況で朝鮮民主主義人民共和国が引用した主張と数字には根拠がなく、事実に対する間違った理解に基づくものであることを述べる。朝鮮民主主義人民共和国は、国際社会の呼び掛けに耳を傾け、その人権状況の改善に関して行動をとるべきである。

ミャンマー: 昨日と今日なされた発言に答えて、ミャンマーは信仰と表現の自由を享受している開かれた社会であることを述べる。ミャンマーは、この自由を誤用したことはない。

ロシア連邦: ウクライナ外務大臣が、あからさまな政治的ステートメントのために高官討議を利用したことを残念に思う。法的地位の問題を理事会に導入することは受け入れ難い。政治的ステートメントは、武力紛争から気をそらす試みである。

アルメニア: アルメニアはいつでも国際基準に従って行動し、休戦協定を尊重し、敵意を控えてきたことを思い出してもらいたい。アルメニアは、武力禁止に対するその公約とナゴルノ・カラバフ問題の平和的解決を繰り返し述べてきた。アゼルバイジャンは、休戦を損なうためにあらゆることをしており、そのような行為は、国際社会によって非難されるべきである。

サウディアラビア: 死刑に関連するデンマークとオランダのステートメントの正当性を拒否する。サウディアラビアは、もはや合法的とは言えないシリア政権による同じ嘘を目撃した。調査委員会は、憤激を引き起こした情報を出した。サウディアラビアは、シリア危機に政治的解決を求めてきた。

カタール: 月並みな考えは、ダマスカスの政権が行った犯罪から注意をそらすだけである。シリア政府は政権と呼ばれるだけの価値もなく、ただのギャングである。アサド政権は非合法であり、国民の血のおかげで存在し続けている。本当のテロリズムが、アサド政権によって行われている。

朝鮮民主人民共和国: 日本はアジアの大勢の国民に対して人道違反の犯罪を行った。朝鮮だけでも、日本は、40年以上にわたる軍事占領中に、20万人の女性を軍の性奴隷へと強制した。ステートメントの中の事実と数字は、ちゃんと文書化されている。つまり、1996年に、当時の国連女性に対する暴力特別報告者は、軍の性奴隷の被害者として20万人以上の女性が苦しんだと見積もった。朝鮮民主人民共和国は、日本が行った人道違反の犯罪に対処するよう日本に要請し、「南朝鮮」には、北からの同胞の国民の誘拐を直ちにやめるよう要請する。

アゼルバイジャン: アルメニア大統領は、その国が世界で最も軍事化の進んだ国の一つであることを誇っていた。効果的な平和構築の目的で、アルメニアがナゴルノ・カラバフから撤退することが極めて重要である。事件の主要な原因は、アゼルバイジャンにおけるアルメニアの武装軍の継続する違法な存在である。

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアは憲法がないのだから、民主主義と人権に関して教訓を垂れる立場にはない。シリアの政治的解決の条件に関するサウディ代表のステートメントは、主権と不干渉の原則を含め、国連の原則違反である。サウディ代表のステートメントは、忌まわしい国際法の越権行為である。

日本: 朝鮮人民共和国が、国際社会が策定した懸念に応えなかったことは残念である。

アルメニア: ナゴルノ・カラバフ地域の人々は、「国連憲章」に従って、自決権を行使した。この地域の地位そのものが、アゼルバイジャンが継続して拒否している折衝のテーマである。さらに、アゼルバイジャンは、近年、その軍事予算を4倍にした。

サウディアラビア: 「アサド代表」のステートメントに応えるが、この政権はその合法性を失った犯罪政権であり、何十万人もの文民の死亡を引き起こした。サウディアラビアは、これが連合の加盟国によって同意されるならば、地上作戦を追求する用意がある。

韓国: 朝鮮民主人民共和国の申し立てを拒否し、「脱北者」は朝鮮民主人民共和国による組織的な人権侵害の結果であることを述べる。

朝鮮民主人民共和国: 人道に対する犯罪及び行った性奴隷を認め、対処する日本による拒絶を非難する。「南朝鮮」には、朝鮮民主人民共和国の国民を標的とした活動を止めるよう要請する。

3月2日(水)午前・昼

高官セグメント

モンゴル外務大臣、チリ外務大臣、ポーランド外務大臣、グアテマラ外務大臣、コンゴ民主共和国司法・人権大臣、シエラレオネ外務・国際協力大臣、ウガンダ外務大臣、コロンビア外務大臣、フィリピン外務副大臣、ハンガリー国際協力副大臣、タイ外務政務官、ヴェネズエラ外務大臣、オーストラリア人権特使、**日本外務政務官**、ボリヴィア外務副大臣、米国国務副長官、イタリア外務国際協力副大臣、リビア外務・国際協力政務官、バーレーン外務副大臣、エクアドル障害者のための平等国内会議大統領政務官、スペイン外務大臣、モロッコ外務大臣、ギニア国内統一市民権大臣、セルビア外務大臣、キューバ外務省多国間問題・国際法部部长、Yun Byung-Se 韓国外務大臣、英連邦事務総長、エジプト外務大臣補佐

はまち雅一外務政務官のステートメント: 理事会が、その注意を必要とする問題に効果的に効率的に集中することができることを希望する。国連人権高等弁務官が行う作業を推奨するが、世界中での重大な人権侵害には高等弁務官事務所と理事会の注意を必要としている。テロリズムの問題に関しては、中東での極端主義の増加はもう5年以上続いてきた。日本はシリアでの危機の継続について強く懸念しており、対話を通して暴力を止めるために、国際社会、人権理事会及び国連安全保障理事会と調整して、継続して外交努力を行使するつもりである。朝鮮民主人民共和国の状況に関しては、国際社会はそこでの人権状況について深刻な懸念を継続して表明してきた。朝鮮民主人民共和国の状況は、そこでの人権状況を

含め、安全保障理事会で2年連続して討議されてきたという事実が、国際社会の強い懸念を例証している。日本は、国際社会の懸念に注意し、拉致問題の早期解決を含め、その人権状況を改善する手段を取るよう、朝鮮民主人民共和国に要請する。日本と欧州連合は、朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議を提出するつもりであり、決議が国際社会からの強力なメッセージとして役立つように、理解と支援を求める。

答弁権行使

朝鮮民主人民共和国: 調査委員会の結果への言及を含め、すべての間違っただ申し立てを拒否する。特に「南朝鮮」大臣による対立的取組を拒否する。「南朝鮮」と日本は、米国の敵意政策にいつも関連してきた。朝鮮民主人民共和国は、イランとアフガニスタンにおける米国による文民の殺害と日本が継続して対処を拒んでいる日本が行った性奴隷に言及してきた。日本、「南朝鮮」及び米国は、無実である他国を、名を挙げて辱めることを止めて、自国の問題に対処するべきである。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国は、ヴェネズエラ国、その制度及びその国民の信用を失わせようとして、介入主義と攻撃の忌むべき慣行を継続している。ヴェネズエラは、この国が他国に教訓を垂れることを衝撃的なものにしていく米国による拷問の制度化に言及する。米国が行った犯罪に対して責任を有する者たちは、まだその責任を取らされていない。人権が完全に守られているヴェネズエラのような国を米国が大胆にも攻撃することは不道徳である。米国は、他国の主権を尊重するべきである。

チリ: ボリヴィアの副大臣によるステートメントに関して、副大臣が言及した宣言は、定期的な多国間の慣行に従って、受け入れられもしなかったし、採択もされなかった。

ミャンマー: 政府によっても、ミャンマーの国民によっても認められていない「ビルマ」という用語の使用には強く反対する。今日のミャンマーは、人権と基本的自由が尊重されている自由で開かれた社会である。

エジプト: 米国のステートメントに答えるが、何の証拠もないのに他国を非難するレトリックを残念に思う。米国は、グアンタナモの閉鎖とこれを管理していた人々に責任を取らせることを含め、自国の状況に重点を置くべきである。米国は、外国人排斥と移動者に対する差別とイスラム嫌悪症の問題にも対処するべきである。

中国: 中国の人権状況に関して米国代表団が行った非難を拒否する。中国国民に関する最近のいくつかの状況の詳細を検討して、米国代表は、中国は多様な宗教の国であり、中国政府は、国民が法の下でその活動を行うのなら信者の活動を保護していると述べた。

イラン・イスラム共和国: 麻薬取引に対するイランの努力から利益を得ているデンマークによる根拠のない申し立てを聴いて残念に思う。すべての国家には独自の司法制度を選ぶ権利があり、イランの司法制度によれば、死刑は大変に重大な犯罪のためののみある。

アルバニア: セルビアに伝えたいと思うが、コソヴォは独立国であり、111の国連加盟国によって認められている。コソヴォは、地域内の他の国々と同様に、欧州連合安定化プロセスの一部でもある。

日本: 朝鮮民主人民共和国に答えるが、北朝鮮が引用した主張と数字は根拠のないものである。朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議は、この状況に関する国際社会の懸念感を反映したものである。

韓国: 朝鮮民主人民共和国に答えるが、これは人権問題を政治的陰謀と関連付ける根拠のない主張である。朝鮮民主人民共和国は、その国民の人権状況を改善するために国際社会と協力するよう要請される。

セルビア: アルバニアの発言に答えるが、強制帰還させられているコソヴォとメトヒヤの少数民族に対する人権侵害を繰り返し述べる。コソヴォとメトヒヤに残っている少数民族は、組織的差別に直面しており、一方その文化的伝承が攻撃を受けている。聖母安息教会は、最近盗難に遭い略奪された。コソヴォとメトヒヤの一方的に宣言された独立は認められている訳ではなく、セルビアの領土の保全を再確認している安全保障理事会決議 1244 は、まだ有効である。

朝鮮民主人民共和国: 「南朝鮮」と日本の実体のない申し立てを拒否する。朝鮮民主人民共和国の仲間の国民との接触やコミュニケーションを含め、すべての活動を罰する厳格な安全保障法に関する「南朝鮮」の人権侵害は国際的に懸念されている。日本は、軍によって性奴隷へと駆り出された20万人の女性を含め、人道違反の犯罪に対する法的・道徳的責任を認める積りはない。朝鮮民主人民共和国は、「南朝鮮」と日本に、現在と過去のすべての人権侵害に対処するよう要請する。

アルバニア: 真実として揺るぎない以前の立場に関する堅固なスタンスを繰り返し述べる。この地域とそれを超えてすべての国々の繁栄のための土台であるので、今こそ現実を直視する時である。

日本: 国際社会は、朝鮮民主人民共和国の人権状況を懸念しており、国際社会が提起した問題に真剣に注意を払い、その恐ろしい人権侵害を矯正する具体的措置を取るよう要請している。

韓国: 朝鮮民主人民共和国の主張とは反対に、韓国政府は多くの勧告を実施してきたし、普遍的定期的レビューの審査を2度も受けてきた。朝鮮民主人民共和国には最悪の人権侵害があり、「南朝鮮」の状況をこき下ろす権利などない。

セルビア: この地域のすべての国々の繁栄と安定は、この上なく重要であることに同意する。しかし、既存の国連安全保障理事会決議 1244 の枠組内での協力が、安定への道である。

ロシア連邦: 米国の人権状況、特にグアンタナモ刑務所の継続する維持、テロリストを殺すための拷問、刑の執行、及び無人機の使用のような人権基準と価値を支持することを避けるための治外法権の原則の利用を批判する。特に驚くべきことは、刑務所にいる女性と子どもの状況、特に移動する子どもの状況である。

3月2日(水)午後・夜

一般セグメント

中国、ラオ人民民主主義共和国、エチオピア、ナミビア、コーティヴォワール、インド、エルサルヴァドル、東ティモール(ポルトガル語諸国共同体を代表)、イスラム協力団体、湾岸協力会議、アイスランド、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ネパール、パキスタン、マレーシア、ベラルーシ、国際開発法団体、バハマ、ウズベキスタン、クロアチア、モザンビーク、エストニア、オマーン、フィジー、タジキスタン、チュニジア、アゼルバイジャン、イエメン、国際人権推進保護国内機関調整委員会、Patrick Taran(市民社会代表)、Mandeep Tiwana(市民社会代表)、Flavio Luiz Scheick Valente(市民社会代表)、Snaliah Mahal(市民社会代表)

答弁権行使

サウディアラビア: 「バシャーール・アル・アサド政権」の代表団によってなされたサウディアラビアにおける人権侵害の申し立てを拒否する。

アルメニア: アゼルバイジャン代表団による申し立てを拒否し、難民問題は、自決権を求めるナゴルノ・カラバフの人々の合法的闘いの結果として起こったものであることを明確にする。難民帰還の規定は、アゼルバイジャンが尊重することを拒否してきた紛争解決のための基本原則の中にある。

アゼルバイジャン: ミンスク・グループは、折衝での唯一のグループではないことを明確にする。アルメニアは、1993年の国連決議を一度も実施しなかった。これら決議は、アルメニアによるナゴルノ・カラバフの占領についても、難民の帰還についても明確である。1988年に、アゼルバイジャン人はナゴルノ・カラバフから追放され、その中の誰ももはやこの地域には住んでいない。

アルメニア: アゼルバイジャンは、その採択以来安全保障理事会決議に違反してきた。アルメニアは、難民を支援する手段を取ってきた。アゼルバイジャンの人権記録はあきれるばかりである。

アゼルバイジャン: アルメニアには人権の分野で多くの問題があり、この地域の難民の数に関する数字は十分に文書化されており、これが事態を物語っている。

3月3日(木)午前

提出文書

1. 気候変動と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の人権との間の関係に関する人権高等弁務官事務所の分析的調査(A/HRC/31/36)

気候変動と健康への権利に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Choi Kyonglim 人権理事会議長
2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官
3. Margaret Chan 世界保健機関事務局長

司会者・パネリストによるステートメント

1. Trung Thanh Nguyen 国連ジュネーブ事務所ヴェトナム代表部大使・司会者
2. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者
3. Lilibeth C. David フィリピン保健省次官
4. Cristina Tirado ロスアンゼルス、カリフォルニア大学准教授
5. Hindou Oumarou Ibrahim 先住民女性・チャド人協会コーディネーター

討議

南アフリカ、スロヴェニア(人権と気候変動に関する決議提案国(コスタリカ、モルディヴ、モロッコ、スロヴェニア、スイス)を代表)、欧州連合、フィリピン(機構脆弱性フォーラム加盟国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アイスランド(北欧諸国を代表)、ポルトガル、サモア、エジプト、米国、フランス、フランシスカン・インターナショナル、アメリカ法律家協会、婦人国際平和自由連盟

司会者・パネリストの回答

Trung Thanh Nguyen, Cristina Tirado, Yindou Oumarou Ibrahim, Lilibeth C. David, Dainius Puras

討議

パラグアイ、セントヴィンセント・グレナディーン、中国、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、パナマ、ジョージア、ペルー、アルバニア、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、スペイン、イタリア、南米インディアン会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、アラブ人権委員会、テュニジア、ロシア連邦、アイルランド、チリ、ブラジル、モルディヴ、エルサルヴァドル、マラウイ

まとめ

TRUNG Thanh Nguyen, Cristina Tirado, Lilibeth David, Hundou Oumarou Ibrahim, Dainius Puras, Janis Karklins 人権理事会副議長

3月3日(木)昼

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 気候変動と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の人権との間の関係に関する人権高等弁務官事務所の分析的調査(A/HRC/31/36)
2. 気候変動に関して受領したインプットの非公式概要(A/HRC/31/CRP.4)
3. 安全で清潔で健康的で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/52)
4. 安全で清潔で健康的で持続可能な環境の享受とその課題及び前進の道に関連する人権責務の効果的実施に関する専門家セミナーに関する、安全で清潔で健康的で持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者の概要報告書(A/HRC/31/53)
5. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/54)
6. 上記報告書付録、カーボヴェルデへのミッション報告書(A/HRC/31/54/Add.1)
7. 上記報告書付録、安全保障理事会決議 1244 の下でのセルビアとコソヴォへのミッション報告書(A/HRC/31/54/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. John H. Knox 人権と環境に関する特別報告者
2. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居とこの状況での非差別への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

カーボヴェルデ、セルビア

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、エジプト、ブラジル、中国、チュニジア、ナミビア、ナイジェリア、エクアドル、コスタリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フィンランド、エルサルヴァドル、カタール、フィリピン、南アフリカ、スロヴェニア、ボリヴィア多民族国家、イラン・イスラム共和国、インド

パネリストによる回答

John Knox, Leilani Farha

意見交換対話

パラグアイ、キューバ、アルジェリア、スイス、モロッコ、モルディヴ、ジョージア、フランス、スペイン、エチオピア、国連環境計画、メキシコ、チリ、国連開発計画、スコットランド人権委員会、米州慈善の姉妹(エドマンド・ライス国際社、フランシスカン・インターナショナル、国際プレゼンテーション協会、ロレット共同体(ロット姉妹)、食糧と水監視機構、理解の寺院との共同声明)、フランシスカン・インターナショナル、環境管理学センター、正義と平和のためのドミニカン、平和団体調査委員会、協議のための友好世界委員会、国際レズビアン・ゲイ協会(Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、スウェーデン LGBT 連盟(RFAL)、レインボウ社会インターナショナル連合との共同声明)、カリタス・インターナショナル、Alsalam 財団、法学・社会学センター、平和と開発 Maarij 財団、ヒューマン・ライツ・ナウ、Espace Afrique International、国際弁護士団体、連合村、権利開発世界ネットワーク

まとめ

John Knox, Leilani Farha

3月3日(木)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

8. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/55)
9. 上記報告書付録、各国政府に伝えられた通報に関する見解と受領した回答(A/HRC/31/55/Add.1)
10. 定規報告書付録、ブルンディへのミッション報告書(A/HRC/31/55/Add.2)

報告書のプレゼンテーション

1. Adama Dieng 大量虐殺の防止に関する事務総長特別顧問
2. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、ルワンダ(ジュネーブ保護する責任有志グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ロシア連邦、ノルウェー、チェコ共和国、欧州会議、中国エジプト、チュニジア、アルゼンチン、フランス、パラグアイ、ポーランド、イタリア、ポルトガル、エクアドル、日本、オランダ、オーストラリア、米国、アルメニア、イラン・イスラム共和国、ニュージーランド、ウルグアイ、パナマ、ブラジル、スイス、ドイツ、フィンランド、ハンガリー、パキスタン、コーティヴォワール、シエラレオネ、スロヴェニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、キューバ、ボツワナ、トルコ、韓国

日本のステートメント: 地域の中には人権擁護者に対する脅し、ハラスメント、恣意的拘禁を報告しているところもあることに強い懸念を表明し、表現と結社の自由を保護し、報復をなくすことの重要性を強調する。

答弁権行使

中国: 中国の人権に関する米国代表団の申し立てを拒否する。弁護士は重要であり、その合法的活動は完全に保護されている。弁護士は法律を支持するべきであるが、誰も自分の行為をその土地の法律の上に置くべきではない。弁護士であり、人権擁護者であるからといって、犯罪を大目に見る国はなかろう。犯罪を抑止することが中国の司法当局の一部である。不確かな偏見のある言葉で中国における通常の法律の施行について実体のない批判をすることによって、米国は、人権を道具に変えることによって自国のアジェンダを追求している。

アルメニア: 大量殺戮という用語は、アルメニア人の大量殺戮とユダヤ人の大虐殺を念頭に置いて作られたが、両者とも「条約」に先立つものであった。アルメニア人の大虐殺を証明する夥しい数の事実にもかかわらず、トルコはアルメニア人大虐殺の現実を否定し続けている。

トルコ: 理事会は、この問題にとって正しい場所ではない。トルコは、第1次大戦中に苦しんだアルメニア人の悲しみを共有している。1915年のアルメニア人の損失に関するエルドハン大統領のメッセージは、1915年の損失の記念に対する典礼式文の中にあらわされており、これは、トルコ人とアルメニア人が共にこの損失を記念することができることを示している。

アルメニア: トルコは、この機関を利用して事実を隠そうとしている。欧州人権裁判所は、表現の自由が享受されているかどうかの問題だけを扱うと述べて、アルメニア人大虐殺の法的定義に関しては判断を下さなかった。

トルコ: 歴史から恨みを掻き立て、依怙最賈的同情を要請することは、第1次世界大戦で戦死した大勢のトルコ人とアルメニア人敬意を表する適切な方法ではない。アルメニアは偏見のある話を主張し、宣伝戦を継続している。

3月4日(金)午前

障害者の権利に関する年次討議

開会ステートメント

Zeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

パネリストによるステートメント

1. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Dian Kingston 障害者権利委員会副議長
3. Kirstin Lange 国連難民高等弁務官事務所状況障害者顧問
4. Setareki Macanwai 太平洋障害者フォーラム主任執行担当官
5. Myroslava Tataryn ハンディキャップ・インターナショナル地域包摂顧問

意見交換対話

欧州連合、クウェート(アラブ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、タイ(被害者支援反対地雷禁止条約委員会を代表)、メキシコ、インド、アラブ首長国連邦、イスラエル、セネガル、中国、フランス、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、缶詰業者国際永久委員会、人権監視機構

パネリストによる回答

Catalina Devandas Aguilar, Diane Kingston, Kirstin Lange, Setareki Macanawai, Myroslava Tataryn

意見交換対話

オーストリア、ジョージア、エジプト、ニュージーランド、フィンランド、パラグアイ、日本、ネパール、チュニジア、ロシア連邦、カナダ、イタリア、科学技術汎アフリカ連合、アラブ人権委員会、国

連子ども基金、フィリピン、イラン・イスラム共和国、ポルトガル、スペイン、 수단、南アフリカ、ブルガリア、オーストラリア、インドネシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウジアラビア、リビア、エストニア、ブラジル、エクアドル

日本のステートメント: 日本は 2013 年に「災害対策基本法」を改正したが、それが今では、避難と立ち退きを求める際に特別な支援を必要とする人々のリストを準備するよう市町村の長に要請している。

まとめ

Catalina Devandas Aguilar

3月4日(金)昼

議事項目 3(継続)

大量殺戮の防止に関する事務総長特別顧問と人権擁護者に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

ラトヴィア、モロッコ、スウェーデン、アフガニスタン、スペイン、ホンデュラス、英国、デンマーク、ミャンマー、ベルギー、アゼルバイジャン、ガーナ、パレスチナ国、チリ、イラン・イスラム共和国、キルギスタン、国際人権推進保護国内機関調整委員会、平等人権委員会・北アイルランド人権委員会・スコットランド人権委員会(ビデオによる共同声明)、ドイツ新教教会社会サーヴィス機関、国際人権サーヴィス(カイロ人権学研究所、英連邦人権イニシャティヴ、第 19 条---国際検閲反対センター、スイス平和大部隊インターナショナル、第一線人権擁護者保護国際財団、アジア人権開発フォーラム、Centro de Estudios Legales y Sociales (CELS) Asociacion Civil, Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Genero との共同声明)、東部・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、イラク開発団体、人口開発アクション・カナダ、カイロ人権学研究所、自由擁護同盟、連合学校インターナショナル、アラン国内意識運動、アフリカ国際民主主義協会、解放、国際和解フェロシップ、アジア法律リソース・センター、人権ハウス財団、アラブ人権委員会

まとめ

Adama Dieng, Michel Forst, Janis Karklins

3月4日(金)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

11. 障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/62)
12. 上記報告書付録、モルドヴァ共和国へのミッション報告書---国によるコメント(A/HRC/31/62/Add.1)
13. 上記報告書付録、モルドヴァ強国へのミッション報告書(A/HRC/31/62/Add.2)
14. 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/31/63)

報告書プレゼンテーション

1. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Ikponwosa Ero 障害者による人権の享受に余関する独立専門家

当該国ステートメント

モルドヴァ共和国

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ベルギー、ギリシャ、ドイツ、イタリア、エクアドル、ジョージア、ポルトガル、カタール、エルサルヴァドル、パラグアイ、ナイジェリア、アイルランド、エジプト、パキスタン、モザンビーク、テュニジア、国連子ども基金、キューバ、イスラエル、米国、中国、ブラジル、モルディヴ、スイス

障害者の権利に関する特別報告者の発言

Catalina Devandas Aguilar

意見交換対話

メキシコ、オーストリア、オーストラリア、マレーシア、シエラレオネ、コスタリカ、スペイン、ハンガリー、南アフリカ、アルジェリア、スーダン、ボツワナ、ニュージーランド、ベラルーシ、マラウイ、コンゴ共和国、パナマ、タンザニア、フランス、バハマ、モロッコ、ミャンマー、エストニア、ブルンディ、ケニア、インド、ジブティ、スイス、欧州連合、イラク、国際障害者同盟、Espace Afrique International, バーレーンの民主主義・人権のためのアメリカ人、Maraisme 協会インターナショナル、国際カトリック子どもビューロー、Verein Sudwind Entwicklungspolitik, 権利・開発世界ネットワーク、平和開発 Maarij 財団、国連監視機構、Rencontre Africaine pour la Defense des l'Homme Raddho、アフリカ開発協会(勝利の青年運動、Action international pour la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs, Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples (CIRAC)との共同声明)

まとめ

Cristina Devandas Aguilar, Ikponwosa Ero

答弁権行使

アルメニア: Khojaly 虐殺についてのアゼルバイジャンのステートメントに答えるが、アゼルバイジャンは、歴史的な事実を歪曲した。事実は、1992年2月の出来事について正確に確立されなければならない。Khojaly 虐殺は、アゼルバイジャンを支配したがっていた者によって行われ、文民が人間の盾として利用されたという証拠は豊富にある。

アゼルバイジャン: ナゴルノ・カラバフの占領軍であるアルメニアによる無責任なステートメントに反駁する。Khojaly 虐殺は、独立した筋、NGO 及び目撃者によって十分に文書化されていることを思い出させる。アルメニア軍は、アゼルバイジャン文民の殺害に対して直接責任がある。

アルメニア: アゼルバイジャンは、継続して歴史的な事実を歪曲している。大量虐殺は一夜で起こるものではなく、従ってアゼルバイジャンは、Khojaly 虐殺を大量殺戮とどうやって特徴づけるのか。ナゴルノ・カラバフにおけるアルメニア人への公開攻撃は、1980年代終り頃に始まったことを強調する。

3月7日(月)午前

議事項目 3(継続)

提出文書

15. ICT と子どもの性的搾取に関する人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/31/34)
16. 上記報告書訂正版(A/HRC/31/34/Corr.1)

ICTs と子どもの性的搾取に関連する国際枠組と課題に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Choi Kyongilim 人権理事会議長
2. Kate Gilmore 人権副高等弁務官

司会者とパネリストのステートメント

1. John Carr インターネット監視財団理事長・司会者
2. Benyam Dawit Mezmur 子どもの権利委員会議長
3. Maud De Boer-Buquicchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者
4. Ernie Allen 英国イニシャティヴ WePROTECT 国際諮問理事会議長
5. Preetam Maloor 国際電気通信連合企業戦略部部長代理

討議

欧州連合、クウェート(アラブ・グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、米国、エストニア、エチオピア、メキシコ、セントヴィンセント・グレナディーン、インドネシア、中国、ロシア連邦、Terre des Hommes Federation Internationale, Allsalam 財団、人権アドヴおキッツ

パネリストの回答

Ernie Allen、Maud De Boer Buquicchio、Preetam Maloor、Benyam Dawit Mezmur

討議

スウェーデン(北欧諸国を代表)、セントキッツ・ネヴィス、エクアドル、シエラレオネ、スペイン、オーストラリア、フィリピン、オーストリア、ブラジル、エジプト、カナダ(フランス語圏グループを代表)、フラン・インターナショナル(セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナルとの共同声明)、国際弁護士団体、リビア、ギリシャ、オランダ、カタール、インド、テュニジア、ジョージア、チリ、ペルー、アイルランド、セネガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウディアラビア、コロンビア、韓国

まとめ

John Carr, Maud De Boer-Buquicchio, Ernie Allen, Benyam Dawit Mezmur,, Preetam Maloor, Choi Kyonglim

3月7日(月)昼

議事項目 3(継続)

提出文書

17. 国家の外国の負債及びその他の関連国際財政責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書(A/HRC/31/60)
18. 上記報告書付録、中国へのミッション報告書(A/HRC/31/60/Add.1)
19. 上記報告書付録、ギリシャへのミッション報告書(A/HRC/31/60/Add.2)
20. 国家の外国の負債及びその他の関連国際財政責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家の違法な金融の流れ、人権及び「持続可能な開発目標 2030 アジェンダ」に関する最終調査(A/HRC/31/61)
21. 食糧への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/51)
22. 上記報告書付録、フィリピンへのミッション報告書(A/HRC/31/51/Add.1)
23. 上記報告書付録、モロッコへのミッション報告書(A/HRC/31/51/Add.2)
24. 上記報告書付録、フィリピンへのミッション報告書に対する国のコメント(A/HRC/31/51/Add.3)
25. 上記報告書付録、モロッコへのミッション報告書に対する国のコメント(A/HRC/31/51/Add.4)

報告書のプレゼンテーション

1. Juan Pablo Bohoslavsky 国家の外国の負債及びその他の関連国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家
2. Hiral Elver 食糧への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

中国、ギリシャ、ギリシャ国内人権委員会、フィリピン、フィリピン人権委員会モロッコ、モロッコ国内人権会議

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ベルギー、インドネシア、ナイジェリア、キューバ、ボリヴィア多民族国家、フランス、エジプト、中国、テュニジア、エルサルヴァドル、ナミビア、トルコ

食糧への権利に関する特別報告者の回答

Hilal Elver

意見交換対話

イタリア、イラン・イスラム共和国、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スイス、スーダン、ホーリーシー、南アフリカ、ルクセンブルグ、バングラデシュ、キルギスタン、ブルキナファソ、ジブティ、ブラジル、トーゴ

3月7日(月)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

26. ICT と子どもの性的搾取に関する人権行動弁務官事務所報告書(A/HRC/31/34)

ICTs の役割と多様な利害関係者の取組と好事例に重点を置いた子どもの権利に関するパネル討論

司会者とパネリストによるステートメント

1. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表
2. Andres Franco 国連子ども基金民間セクター副部長
3. Hakon Fostelbold Hoydal VG(Verdens ギャング AS)特集上級作家
4. Michael Moran 国際刑事警察団体(インターポール)脆弱な地域社会部長補
5. Brittany Smith Google Inc.子どもの安全欧州政策リード
6. Gaby Reyes ペルー赤十字センター協会会長

意見交換対話

欧州連合、バーレーン、欧州会議、ウルグアイ、イスラエル、コンゴ共和国、モルディヴ、メキシコ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、イタリア、フランス、スロヴェニア、国際カトリック子どもビューロー、アフリカ文化インターナショナル

パネリストによる回答

Andres Franco, Brittany Smith, Michael Moran, Gaby Reyes, Hakon Fostervold Hoydal, Marta Santos Pais

意見交換対話

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、モンテネグロ、ベラルーシ、アルバニア、ポルトガル、イラン・イスラム共和国、英国、キルギスタン、スーダン、マリ、アラブ人権委員会、欧州法と司法センター、欧州連合広報、タイ、イスラム協力団体、パキスタン、モナコ、アラブ首長国連邦

まとめ

Marta Santos Pais, Michael Moran, Gaby Reyes, Brittany Smith, Hakon Fostervold Hoydal

3月8日(火)午前・昼

議事項目 3(継続)

外国の負債に関する独立専門家と食糧の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

リビア、シエラレオネ、理解の神殿(フランシスカン・インターナショナル、カトリック医療伝道者協会、慈善の姉妹連盟、米州慈善の姉妹、良き羊飼い慈善聖母の会衆との共同声明)、食糧情報行動ネットワーク、人権アドヴォケイツ、国際ムスリム女性連合、国際法律家委員会、国際弁護士団体、アジア・リーガル・リソース・センター、Villages Unis、アラブ人権委員会(国際対話のための調査イニシャティ

ヴセンターとの共同声明)、国際国連青年学生運動、平和開発 Maarij 財団、Espace Afrique International、解放、人権平和アドヴォカシー・センター、世界バルア団体

まとめ

Juan Pablo Bohoslavsky, Hilal Elver

提出文書

27. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書(A/HRC/31/20)

28. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表年次報告書(A/HRC/31/19)

報告書プレゼンテーション

1. Maria Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

2. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

意見交換対話

ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、ドミニカ共和国、クロアチア(諸国グループを代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ベルギー、ジョージア、韓国、フランス、ナミビア、エルサルヴァドル、米国、ロシア連邦、カタール、スイス、ノルウェー、ポルトガル、イスラエル、欧州会議、テュニジア、イタリア、シリア・アラブ共和国、コーティヴォワール、中国、イラン・イスラム共和国、オーストラリア、マレーシア、リビア、スーダン、マルタ騎士団、ブルガリア、ブラジル、ボリヴィア多民族国家、エジプト、アンゴラ

国際女性の日記念ステートメント

Choi Kyonglim 人権理事会議長、Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官、カナダ(116 カ国を代表)

子どもに対する暴力と子どもと武力紛争に関する特別代表の回答

Maria Santos Pais, Leila Zerrougui

意見交換対話

パナマ、南アフリカ、ヴェトナム、ニュージーランド、スペイン、タイ、エクアドル、パキスタン、ボツワナ、アルジェリア、コロンビア、モルディヴ、パラグアイ、ウエネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、国際赤十字委員会、ナイジェリア、ドイツ、アフガニスタン、リヒテンシュタイン、インドネシア、ルクセンブルグ、マラウイ、パレスチナ国、キルギスタン、ベナン、イラク、モロッコ、ザンビア、アゼルバイジャン、メキシコ、国連子ども基金、子ども擁護インターナショナル、コロンビア法律家委員会、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle salesiane di Don Bosco(女性・教育・開発国際ヴォランティア団体---VIDES との共同声明)、テロ被害者擁護協会、暴力被害者擁護団体、子ども財団、国際ヒューマニスト倫理連合、国際カトリック子どもビューロー、イラク開発団体、解放、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、権利と開発世界ネットワーク、イマーム・アリー一般学生救援協会、Al-Khoel 財団、Miraisme 国際協会

まとめ

Maria Santos Pais, Leila Zerrougui

3月8日(火)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

29. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/57)

30. 上記報告書付録、通報に関する見解(A/HRC/31/57/Add.1)

31. 上記報告書付録、フォローアップ報告書(A/HRC/31/57/Add.2)

32. 上記報告書付録、ジョージアへのミッション報告書(A/HRC/31/57/Add.3)
33. 上記報告書付録、ブラジルへのミッション報告書 A/HRC/31/57/Add.4)
34. 上記報告書付録、ジョージアへのミッションに関するジョージアのコメント(A/HRC/31/57/Add.5)
35. 上記報告書付録、ブラジルへのミッションに関するブラジルのコメント(A/HRC/31/57/Add.6)
36. 子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者報告書(A/HRC/31/58)
37. 上記報告書付録、日本へのミッション報告書(A/HRC/31/58/Add.1)
38. 上記報告書付録、アルメニアへのミッション報告書(A/HRC/31/58/Add.2)
39. 上記報告書付録、日本へのミッションに関する日本のコメント(A/HRC/31/58/Add.3)

報告書のプレゼンテーション

1. Juan Ernesto Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者
2. Maud De Boer-Cuquicchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者

当該国ステートメント

ブラジル、ジョージア、ジョージア公共擁護者、ガーナ、アルメニア、日本

日本のステートメント: 大勢の子どもたちが未だに性的搾取のような重大な状態に直面している。日本は、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノを含め、子どもの性的搾取に対する措置を実施してきたし、これからも実施する。日本は、子どもの性的搾取と取り組む際に、防止、加害者の説明責任、加害者の更生及び民間セクターの役割の重要性を完全に共有しており、この目的で具体的措置を実施している。残念なことに、特別報告者の報告には、日本における実際の状況と日本文化並びに客観的な情報に基づいた議論に関する不正確で不十分な叙述が含まれている、日本は、特別報告者の報告に含まれていなかった点に関するコメントを作成した。

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、イタリア、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、エクアドル、パラグアイ、ポルトガル、イスラエル、エストニア、デンマーク、欧州会議、テュニジア、シエラレオネ、モナコ、ボツワナ、イラン・イスラム共和国、エルサルヴァドル、中国、チェコ共和国、サウディアラビア、ロシア連邦、アルバニア、キューバ、国連子ども基金、エジプト、スペイン、ルクセンブルグ、パナマ、フランス、韓国、チリ、英国、クロアチア、バングラデシュ、タイ、ナイジェリア、パキスタン、コスタリカ、ウクライナ、フィジー、トーゴ、モロッコ国内人権委員会、拷問防止協会、Alsalam 財団、国際レズビアン・ゲイ協会(Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、スウェーデン・レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・性同一性障害者権利連盟---RESL との共同声明)、世界拷問禁止団体、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、缶詰業者国際永久委員会、汎アメリカ科学技術連合、良き羊飼いの慈善聖母の会衆(米州慈善の姉妹との共同声明)

答弁権行使

アルメニア: 紛争時に子どもと文民を保護し、説明責任を迫及することは、すべての政府の責任である。しかし、アゼルバイジャンの場合はそうではない。国際社会は、アルメニアの村と境を接する所にいる子どもを対象とすることを含め、重大な人道法違反の捜査のためのメカニズムを設立することを受け入れるようアゼルバイジャンに要請してきた。アゼルバイジャン政府は、人の命を尊重していないようである。

エジプト: エジプトにおける身元の分からない加害者によるイタリア人の殺害について述べる。捜査が直ちに開始され、イタリア当局と協力して行われつつある。エジプト政府は、この殺人事件を明らかにし、裁判にかけることにコミットしている。

アゼルバイジャン: アルメニアが人権理事会で間違った情報を流し続けていることを残念に思う。アゼルバイジャンは、非占領のアゼルバイジャン領土におけるアルメニアの行動により人権が著しく侵害されているアゼルバイジャンの子どもの苦しみを示すためにいくつかの数字を提供した。

3月9日(水)午前・昼

議事項目 3(継続)

拷問と子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者との意見交換対話

ブラジル・ゲイ、レズビアン、性同一性障害者協会、子ども擁護インターナショナル、アリラン Kesedaran Negara 国内良心運動、マレーシア、アメリカ市民解放連合、国際アフリカ民主主義協会、国際人種差別撤廃団体

まとめ

Juan Ernesto Mendez, Maud De Boer-Buquichio

提出文書

40. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/64)
41. 宗教または信念の自由に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/18)
42. 上記報告書付録、レバノンへのミッション報告書(A/HRC/31/18/Add.1)
43. 上記報告書付録、バングラデシュへのミッション報告書(A/HRC/31/Add.2)
44. 上記報告書付録、レバノンへのミッションに関するレバノンのコメント(A/HRC/31/Add.3)
45. 上記報告書付録、バングラデシュへのミッションに関するバングラデシュのコメント(A/HRC/31/Add.4)

報告書プレゼンテーション

1. Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者
2. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

当該国ステートメント

バングラデシュ、レバノン

意見交換対話

欧州連合、ブラジル(オーストリア、ドイツ、リヒテンシュタイン、メキシコ、ノルウェー、スイスも代表)、ドイツ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ロシア連邦、ポルトガル、イタリア、アルジェリア、アイルランド、エクアドル、米国、スペイン、エジプト、デンマーク、キプロス、パキスタン、モンテネグロ、欧州会議、ポーランド、トルコ、テュニジア、カタール、キューバ、中国、ボツワナ、インドネシア、ブラジル、オーストリア、オーストラリア、タジキスタン、イラン・イスラム共和国、サウディアラビア、カナダ、アルバニア、ホーリーシー、スイス、ノルウェー、マルタ騎士団、英国、セネガル、ウクライナ、キルギスタン、パラグアイ、ベルギー、モロッコ

プライヴァシーに関する特別報告者の回答

Joseph Cannataci

意見交換対話

プライヴァシー・インターナショナル、世界福音同盟、Miraisme 国際協会、国際ヒューマニスト倫理連合、アムネスティ・インターナショナル、欧州連合広報、Shia 権利監視機構、調査センター、英国ヒューマニスト協会、Al-Khoei 財団、ジュビリー・キャンペーン(全世界キリスト教徒連帯との共同声明)、第 19 条、イラク開発団体、国際和解フェローシップ、世界バルア団体、自由擁護同盟

まとめ

Heiner Bielefeldt, Joseph Cannataci

3月9日(水)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

46. 平和的集会と結社の自由の権利に関する特別報告者と好事例と学んだ教訓に基づく適切な集会管理のための実際的勧告に関する司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者合同編集報告書 (A/HRC/31/66)

報告書プレゼンテーション

1. Maina Kiai 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者
2. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、パキスタン、ラトヴィア、パラグアイ、南アフリカ、ジョージア、米国、スペイン、ノルウェー、中国、ロシア連邦、スイス、ポーランド、ポルトガル、インド、チェコ共和国、ナイジェリア、オーストラリア、コスタリカ、トルコ、イラン・イスラム共和国、ボツワナ、エジプト、チュニジア、韓国、キューバ、エクアドル、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヘベルギー、モルデヴィ、アルジェリア、ウクライナ、リビア、キルギスタン、パナマ、フランス、アンゴラ、アイルランド、Centro de Estudios Legales y Sociates、欧州第三世界センター(国際民主弁護士協会との合同声明)、人権ハウス財団、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、フランシスカン・インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、女性人権インターナショナル協会、Comision Mexicana de Defense y Promocion de los Derechos Humanos Asociacion Civil

まとめ

Christof Heyns, Maina Kiai

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナのステートメントに答えるが、ウクライナが政治目的のステートメントのために討論を利用したことを残念に思う。クリミア共和国とセヴァストポリを含め、ロシア憲法はそのすべての臣民に当てはまることを思い出させる。人権侵害に対して責任を有する者すべてを訴追する措置が取られている。ロシア連邦は、ウクライナに関する報告書とキエフが結社と集会の自由に課した制限とその他の暴力行為への介入に注意を払うよう特別報告者に要請する。

エチオピア: 東部アフリカの角人権擁護者プロジェクトによる申し立てに答えるが、エチオピアでは、極端主義者が、その犯罪目的のために平和的集会への権利を誤用していることを思い出してもらいたい。東部アフリカの角人権擁護者プロジェクトは、ステートメントを行う前に、テロリズムと平和的集会・結社との間の違いを調査するべきである。

3月10日(木)午前

議事項目 3(継続)

提出文書

47. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/65)
48. 文化的権利の分野の特別報告者報告書(A/HRC/31/59)
49. 上記報告書付録、ボツワナへのミッション報告書(A/HRC/31/59/Add.1)
50. 上記報告書付録、ボツワナへのミッションに対するボツワナのコメント(A/HRC/31/59/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Ben Emmerson テロ対策中の人権の推進と保護に関する特別報告者
2. Karima Bennouna 文化的権利の分野の特別報告者

当該国ステートメント

ボツワナ

意見交換対話

欧州連合、クウェート(アラブ・グループを代表)、サウディアラビア、南アフリカ、スイス、ボリヴィア多民族国家、イスラエル、ベルギー、セルビア、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、米国、ロシア連邦、アルジェリア、エジプト、イタリア、パキスタン、モロッコ、欧州会議、アラブ首長国連邦、キューバ、メキシコ、インドネシア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ブラジル、マレーシア、エクアドル、リビア、トルコ、エチオピア、アルメニア、イスラム協力団体、英国、アルバニア、コートイヴォワール、レバノン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、マリ、国連教育科学文化機関、スーダン、アフガニスタン、ニュージーランド、ジョージア、ベナン、モルディヴ、キプロス、ウクライナ、シリア・アラブ共和国、ヨルダン、エストニア、イラク、パラグアイ、フランス、アイルランド、パナマ、アゼルバイジャン、イラン・イスラム共和国、カタール、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、マレーシア人権委員会、ヘルシンキ人権財団、参加型民主主義のための人々の連帯(52の「南朝鮮」NGOを代表)、COC オランダ、国際法律家委員会、Al-Khoei 財団、Alulbayt 財団、アメリカ市民解放連合、ヒューマン・ライツ・ナウ、世界ムスリム会議、国際イスラム団体イスラム連盟、Institut International pour la Paix la Justice et les Droits de l'Homme、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、権利開発世界ネットワーク、国際教育権・教育の自由団体、Alsalam 財団

まとめ

Ben Emmerson, Karima Bennouna

3月10日(木)午後

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書、高等弁務官事務所及び事務総長報告書

提出文書

1. 国連人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/31/3)

人権高等弁務官ステートメント

Zeid Ra'Ad Al Hussein

意見交換対話

米国(諸国グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、欧州連合、ウルグアイ(アルゼンチン、ブラジル、チリ及びコロンビアも代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、モロッコ(フランス語圏を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、サウディアラビア(湾岸協力会議を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、オランダ(保護する責任友好国グループを代表)、モルディヴ、イスラエル、ナミビア、スイス、アイルランド、オランダ、ポルトガル、エジプト、中国、モロッコ、ラトヴィア、インドネシア、インド、チリ、ブラジル、ノルウェー、チュニジア、ボツワナ、オーストラリア、ベナン、メキシコ、ベルギー、フィジー、ホンデュラス、ハイティ、ジョージア、チェコ共和国、バングラデシュ、ウズベキスタン、ギリシャ、コンゴ共和国、ガーナ、ネパール、アルゼンチン、オーストリア、カタール、コスタリカ、マレーシア

高等弁務官回答

Zeid Ra'Ad Al Hussein

意見交換対話

米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イタリア、キルギスタン、コートイヴォワール、スーダン、タイ、エクアドル、セネガル、リビア、アゼルバイジャン、ジブティ、マリ、フィリピン、ウガンダ、エルサルヴァドル、ドミニカ共和国、ドイツ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、スロヴェニア、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、スペイン、モザンビーク、スウェーデン、パキスタン、アルジェリア、ギニア、パラグアイ、日本、フランス、パナマ、カナダ、ヨルダン、英国、ナイジェリア、

キューバ、ウクライナ、マルタ騎士団、オマーン、トルコ、朝鮮民主人民共和国、イラク、南スーダン、バーレーン、韓国、国際人権推進保護国内機関調整委員会、アラブ人権委員会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アメリカ法律家協会、国際差別人種主義反対運動、人権監視機構、国際国連青年学生運動(Comete International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine des Droits de l'Homme et des Peuples, Action international our la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs, 国際弁護士団体、アラブ人権委員会、国際人種差別撤廃団体との共同声明)、CIVICUS、国際人権サーヴィス

日本のステートメント(嘉治美佐子ジュネーブ国連事務所日本代表部大使): 最近の韓国との協定は、慰安婦の問題が最終的に不可逆的に解決されたことを意味する。日本は、歴史または事実を決して否定はしない。「北朝鮮」における重大な人権侵害への言及は、高等弁務官の報告書から抜け落ちている。日本は、民主主義の核心にある表現の自由を侵害するある国々及び地域での最近の発展について懸念を表明する。

まとめ

Zeid Ra'Ad Al Hussein

3月11日(金)午前

2030年までにHIV/エイズをなくす努力の状況で人権問題に対処する際の進歩と課題に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Bertrand De Crombrugghe 人権理事会副議長
2. Kae Gilmore 人権副高等弁務官
3. Luiz Loures 国連エイズ合同計画(UNAIDS)副事務局長

司会者とパネリストのステートメント

1. Pedro Alfonso Comissario ジュネーブ国連事務所モザンビーク代表部大使/司会者
2. Ayu Oktariani インドネシア・エイズ連合広報担当官
3. Nana Oye Lithur ガーナ・ジェンダー子ども社会保護大臣
4. Jorge Bermudez ブラジル保健省 Fiocruz 保健・生産・革新大統領政務官/医療へのアクセスに関する国連事務総長高官パネル委員
5. Mark Dybul エイズ・結核・マラリアと闘う世界基金事務局長
6. Dainius Pbhxe 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者

討議

ブラジル(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、欧州連合、ポルトガル、セントヴィンセント・グレナディーン、エジプト、ポーランド、コロンビア、モロッコ、インド、エリザベス・グレイザー小児エイズ財団(カリタス・インターナショナルとの共同声明)、性と生殖に関する権利センター、国内害悪削減協会、米国、世界食糧計画、国際労働機関、チリ、デンマーク、パラグアイ、エストニア、セントキッツ・ネヴィス、ナミビア、エルサルヴァドル、スイス、モナコ、国際HIV/エイズ同盟(国際レズビアン・ゲイ協会、国際エイズ・サーヴィス団体会議、カナダHIV/エイズ・リーガル・ネットワーク、世界HIV感染者ネットワーク、国際家族計画連盟、国際エイズ協会、祖母アドヴォカシー・ネットワーク、開発途上国との協力ヒューマニスト機関との共同声明)、世界基督教女子青年協会、人口開発アクション・カナダ(性的権利イニシャティヴとの共同声明)、イラン・イスラム共和国、マラウイ、パナマ、オーストラリア、オーストリア、エクアドル、ウルグアイ

まとめ

Luiz Loures, Dainius Puras, Mark Dybul, Jorge Bermudez, Nana Oye Lithur, Ayu Oktariani, Pedro Afonso Comissario

答弁権行使

アルメニア: 文化的権利に関する意見交換対話中のアゼルバイジャンのステートメントに応えるが、アゼルバイジャンの申し立ては、アルメニアの文化遺産のその組織的破壊を隠しており、国際機関の結果を歪曲することがアゼルバイジャンの習慣となっている。数多くの目撃者の報告についてはどうなのか? アゼルバイジャンは、自国が宗教的に寛容な国であることを示そうとしつつ、文化的権利の保存と保護に関する監視メカニズムの創設に反対している。

ブルンディ: 欧州連合、米国、スイス、英国のブルンディの人権状況に関するステートメントに応えるが、ブルンディ政府は、その人権状況を改善するために努力を惜しまない。ブルンディは、危機中に閉鎖されていた民間のメディアを再開し、逮捕されていた大勢の人々は釈放された。国内和解委員会の設立は、我が国における進歩の印であり、和解のための対話は、すべての関連利害関係者を含めるであろう。

中国: 根拠のない非難を唱えているスイスと米国のステートメントに応えるが、民主主義と法の支配は中国で着実な進歩を遂げており、「一つの国」の政策が、万人の権利が法によって保証されている状態で、真剣に実施されてきた。スイスは、長引く移動者の拘禁とロマ人の虐待のような自国の人権問題にもかかわらず、いつも申し立てをしている。中国は、他国に対して申し立てをしないで、自国の問題を注意深く調べるようスイスと米国を訓戒する。

ロシア連邦: ジョージアは、その問題を南オセチアやアブカジアと直接討議するよう勧める。ロシア連邦の国際責務は、クリミアとセバストポルを含め、すべての臣民国をカヴァーしている。ウクライナ政府は、ウクライナの人権のための国連オブザーヴァー・ミッションの報告書、特に第13回報告書に言及されている人権侵害を訂正するよう要請される。

シリア・アラブ共和国: カタールが罹っている「精神分裂病」は、自分の問題であり、すべての声を黙らせることができない夢の中で暮らしているならば、彼らが発言する度に明らかにされる。カタール政権は、搾取の後で帰還する移動労働者が問題であるので、移動者の人権を侵害していないと世界を納得させなければならない。カタールは、革命は金で買えるものと思っている。

マレーシア: マレーシアが相当のプロセスを尽くしたアンワール・イブラヒムの裁判に関する米国とドイツのコメントに応える。彼は、7年にわたったプロセスの一連の控訴の後で、最高裁判所によって刑を宣告された。彼は、与えられた控訴するすべての機会を尽くして、憲法上の権利を行使するあらゆる機会を与えられてきた。マレーシアにおける民主的スペースは制限されておらず実際には増えており、新法は民主的な参加型プロセスを通して行われてきた。

モロッコ: アルジェリアによるステートメントを残念に思い、その申し立てを残念ながら拒否する。紛争の正しい解決を達成し、西サハラの自治イニシアティブを提案するというモロッコのコミットメントを繰り返し述べる。人権に関しては、西サハラを含めたその開放性と開発の程度は、国連人権メカニズムによって認められてきた。しかし、人権侵害は、Tindouf キャンプで継続している。

ミャンマー: 代表団の中には、我が国のことを言うのに「ビルマ」という用語を持ちしたところもあることを残念に思う。ミャンマーは、人権の保護のために立派な進歩を遂げており、この道を継続するつもりである。

韓国: 朝鮮民主人民共和国が、ソウルにある人権高等弁務官事務所のマンデートを認めることを拒否していることを残念に思い、人権問題に関して国際社会と協同するよう朝鮮民主人民共和国に要請する。

アゼルバイジャン: アルメニアによってアゼルバイジャンの被占領地で行われた民族・文化浄化に照らして、文化遺産の保護は、アゼルバイジャンにとって極めて重要な問題である。非占領地の歴史を塗り替える目的での文化的記念碑の破壊と略奪を含め、アルメニアは暴力的にこれら地域でその政策を行った。アゼルバイジャンとしては、アルメニア文化が尊重され、保護されることを保障した。

ジョージア: ロシア連邦はジョージアに対して侵略を行い、今ではジョージア領土の20%を占領している。ロシアは、ジョージアの領土の保全を侵害する政策を続け、この点でのすべての安全保障理事会決議を侵害した。ロシア連邦は、休戦協定の下でのその責務に応えなかった。ロシアは一度も撤退せず、ジョージア領土からその部隊を撤退させる意図は示さず、これがロシアを占領軍にしている。

カタール: シリアは、カタールに対して根拠のない申し立てをしようとした。あの血にまみれた政権は、人権侵害について語る権利はない。アサド政権は、40万人以上の罪のないシリア人を殺害し、何百万人もの人々を逃亡させ、あらゆる種類の武器でシリアを破壊してきた。カタールはシリア政権よりもシリアの運命を心配している。

アルジェリア: 西サハラの問題は安全保障理事会のアジェンダに載っていることを思い出させることによってモロッコに伝える。モロッコは、現地の状況を調べるためのアクセスを事務総長に対して拒んだので、政治的解決を妨害してきた。西サハラの被占領地への訪問中に、事務総長は、この状況は占領に当たると述べた。この問題は政治的解決が必要な非植民地化の問題の一つである。

朝鮮民主人民共和国: 我が国は受け入れがたいことには応える必要はないと思ひ、人権を言い訳にして我が国に対する不毛なキャンペーンを止めるよう敵国に要請する機会を捉える。

アルメニア: 文化的権利は相互依存的であり、アゼルバイジャンの全体的人権状況は、この2年間にわたって継続して悪化してきている。ナゴルノ・カラバフの政府は、モスクの回復に資金を向け、ムスリム文化についての調査を開始した。

シリア・アラブ共和国: カタールによって被害を受けたものはもう一つあり、それはアラビア語である。カタール政権は、アル・ヌスラ戦線を含め、政治分野とメディアの分野でテロリスト集団に資金提供しており、市民社会団体に関しては、テロリスト集団に関する安全保障理事会による規制を読むべきであり、カタールにおけるそのような市民社会団体は安全保障理事会のテロリストのリストの一部である。ドーハのような首都が、テロリストが平和にそこで暮らしている間に人道団体を受け入れていることは恥ずかしいことである。

モロッコ: モロッコは事務総長にアクセスを拒んだことはなく、国のすべての部分を訪問することをいつでも認める積りである。モロッコは、すべての国連機関と大変に協力的な取組を追求している。モロッコは信頼できる開かれた国であり、平和的な政治的解決を見出そうとし続ける積りである。

韓国: 国際社会は、長い間朝鮮民主人民共和国の人権状況に関して、国連決議を採択してきた。今こそ朝鮮民主人民共和国が国際的勧告を実施する時である。

アゼルバイジャン: 我が国は、アゼルバイジャンに侵入してきたアルメニア軍による残忍な虐殺を想起する。非占領地域を独立していると認める国は国際社会にない。1993年に、国連安全保障理事会は、アルメニアのアゼルバイジャンの占領を非難する決議を採択し、その領土の保全を確認した。

カタール: シリア代表は、不適切な言葉、アサド代表が用いるスラングを用いた。アサド代表は、シリア人の血の中にある嘘を再び蒸し返そうとした。アサド政権は民族浄化を行っており、あのように大勢の人々の強制移動を引き起こした。シリアはテロリズムとテロリズムの資金提供について話したが、シリアはISILへの最大の寄付者である。

ブルジェリア: 西サハラへの計画されている事務総長の訪問を明確にしたい。その訪問は、モロッコが、事務総長が受け入れ難い条件を課したために行われなかった。アルジェリアは2国間の訪問のことを言っているのではなく、その目的が非植民地化である国連事務総長による訪問のことを言っているのである。

3月11日(金)昼

議事項目 2(継続)

提出文書

2. 第1回人権の点での多国籍業とその他の企業に関する無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/31/50)
3. 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金の活動に関する事務総長報告書(A/HRC/31/22)
4. 拷問被害者のための国連任意基金の活動に関する事務総長報告書(A/HRC/31/23)
5. 特別手続の結論と勧告に関する事務総長報告書(A/HRC/31/24)
6. 条約機関制度の効果をさらに改善し、調和させ、改革するための勧告を含め、決議 9/8 を実施するために取られた措置とその実施に対する障害に関する事務総長報告書(A/HRC/31/25)
7. 国籍または民族、宗教、言語マイノリティに属する人々の権利に関する人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/31/27)
8. 公共サービスにおけるグッド・ガバナンスへの人権に基づく取組に関するパネル討論の成果。人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/28)
9. そうでなければ無国籍になる時に、特に生まれた国の国籍取得への子どものアクセス可能性に関する既存の法律と慣行のみならず、当該子どもの権利の享受に恣意的国籍剥奪が与えるインパクトに関する事務総長報告書(A/HRC/31/29)

10. 危険と緊急事態の状況で「障害者の権利に関する条約」の第 11 条の障害者の権利に関する人権高等弁務官事務所の調査(A/HRC/31/30)
11. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題に関する事務総長報告書(A/HRC/31/31)
12. 働く権利の実現に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/32)
13. 子どもの権利への投資に関する人権高等弁務官のフォローアップ報告書(A/HRC/31/33)
14. 女性と女の子のみならず、付き添いのない子どもと思春期の若者を含めた移動中の移動者の状況に関する人権高等弁務官事務所の調査(A/HRC/31/35)
15. 人権高等弁務官報告書: 家族の保護: 特に貧困根絶と持続可能な開発の達成におけるその役割を通じた家族のための適切な生活水準への権利の実現への家族の貢献(A/HRC/31/37)

報告書のプレゼンテーション

1. Maria Fernanda Espinosa 国連ジュネーブ事務所エクアドル代表部大使/人権に関する多国籍企業とその他の企業に関する作業部会議長・報告者
2. Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所調査・開発への権利部部長

議事項目 3(継続)

一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、エジプト(諸国グループを代表)、ロシア連邦(家族の権利に関する決議 29/22 の提案国グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、キューバ(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、デンマーク(拷問禁止条約イニシヤティヴを代表)、米国(諸国グループを代表)、ノルウェー(トルコとの共同声明)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ガーナ、スイス、韓国、エクアドル、南アフリカ、カタール、ボリヴィア多民族国家、バラグアイ、エルサルヴァドル、モルディヴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ジョージア、キューバ、インド、中国、キルギスタン、ナミビア、コートジヴォワール、米国、チュニジア、エジプト、アイルランド、イラク、ギリシャ、コスタリカ、スーダン、スペイン、欧州会議、パキスタン、モザンビーク、チリ、タジキスタン、パレスチナ国、国連難民高等弁務官

3月11日(金)午後

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

国際人権保護推進国内機関調整委員会、テロリズム被害者擁護協会、Imam Ali 一般学生救援協会、社会的被害者保護慈善機関、持続可能な環境開発イラン女性協会、Kiyanas Karaj グループ、若い平和構築者連合ネットワーク(UNOY 平和構築者)(Servas インターナショナル、国際和解フェロシップ、Associazione Comunita Papa Geiovanni XXIII、世界 Nonkilling センター、良心平和税インターナショナルとの共同声明)、若い平和構築者連合ネットワーク(21 の市民社会団体を代表)、子ども財団、Groupe des ONG pour la Convention relative aux droits de l'enfant(セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、SOS 子ども村インターナショナル、子ども擁護インターナショナル、プラン・インターナショナル Inc との共同声明)、イラン家族健康協会、国境なき報道者インターナショナル、世界福音同盟、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、Chant du Guepard dans le Desert、世界カトリック女性団体連合(国際慈善協会との共同声明)、協議のための友好世界委員会、Alsalam 財団、母親が大事、国際アフリカ民主主義協会、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、食糧第一情報行動ネットワーク、国際カトリック移動委員会、缶詰業者インターナショナル永久委員会、欧州---第三世界センター(国際民主弁護士協会との共同声明)、人権平和アドヴォカシー・センター、人権アドヴォキッツ、科学技術汎米州連合、人権のための日本人労働者委員会、インディアン教育会議、地球の友インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、Dunenyo 協会、女性子ども推進世界ヘルピング、国連監視機構、回復支援協会、暴力被害者擁護団体、国際法律家委員会、バーレーンの民主主義・人権のためのアメリカ人、アメリカ法律家協会、イラク開発団体、世界バルア団体、連合学校インターナショナル、Associazione Comunita

Papa Giovanni XXIII(Movement International d'Apostolate des Mileux Sociaux Independants、パクス・ロマナ、良き羊飼い慈善聖母の会衆、国際カトリック子どもビューロー、テレジア協会、聖ヴィンセント・デ・ポールの慈善の娘団、世界カトリック女性団体連合、Association Points-Coeur、Federation Internationale des Associations Medicales Catholiques との共同声明)、Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、環境管理学センター、世界ムスリム会議、国際学生団体イスラム連盟、欧州連合広報、世界環境資源会議、平和団体調査委員会、Khiam 拷問リハビリテーション・センター、権利開発世界ネットワーク、CIVICUS、国際非同盟学研究所、調査委員会、自由擁護同盟、国際教育開発、解放、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'Homme、国際ムスリム女性連合、国際人権同盟連盟(世界拷問禁止団体との共同声明)、女性の人権国際協会(国際教育開発 Inc との共同声明)、国際ヒューマニスト倫理連合、人権監視機構、世界ユダヤ人会議、action Internationale paix et Developpement dans la region des Grands Lacs、アラブ人権委員会、南米インディアン会議、アラブ法律家連合、コロンビア法律家委員会、第 19 条、Pasumai Thaayagam 財団、国際大学女性連盟(国際人種差別撤廃団体、Servas インターナショナル、GAIA 財団、クリーン・エネルギー惑星協会 Inc.、国際差別人種主義反対運動、母親が大事、テレジア財団、エルサレム神殿騎士団、国際教育権・教育の自由団体、Points-Coeur 協会との共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル(プラン・インターナショナル Inc.、Groupe des ONG pour la Convention relative aux droits de l'enfant、子ども擁護インターナショナルと共同声明)、IICenacoio、政策調査機関、Recontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、Terre des Hommes Federation International、OCAPROCE インターナショナル、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ、Association Solidarite international pour l'Afrique、アフリカ開発協会、国際キャリア支援協会、Sudwind、アフリカ地域農業貸付協会、Comision Juridica Para el Autodesarrollo de los Pueblos Originarios Andinos、Prahar、欧州法と司法センター、Hazarat Javad-al-Aemeh 文化慈善機関、アジア・リーガル・リソース・センター(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、Apprentissages Sans Frontiers、世界未来会議、Peviane Gole Narges 団体、国際和解フェロシップ、社会的害悪防止協会、カメルーン青年

国際大学女性連盟のステートメント: 人権教育は人権そのものであることを再確認し、まだこれを行っていない国々に、行動計画を実施し、人権高等弁務官事務所に国の報告書を送るよう奨励する。2015 年に報告書を出した国は、わずか 30 カ国である。

答弁権行使

インド: パキスタンが、インドの国内問題であるジャンムとカシミールについてパキスタンが理事会を誤解させることを選んだことを残念に思う。インドでのテロリスト攻撃で示されたパキスタンからのテロリスト集団は、テロリズム被害者の生命への権利の否定にまで至っている。

パキスタン: 安全保障理事会決議によれば、ジャンムとカシミールは紛争地である。被占領のジャンムとカシミールは、内部問題ではない。永続的平和のために、紛争は解決される必要がある。インド代表の発言は残念である。パキスタンはテロリズムを非難する。カシミール人は、ネルソン・マンデラが人種差別政権にとってはテロリストであったように、インド政府にとってはテロリストである。

3月14日(月)午前

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

ニュージーランド司法大臣によるステートメント

Amy Adams

提出文書

1. 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/70)
2. 上記報告書訂正版(A/HRC/31/70/Corr.1)

報告書プレゼンテーション

Marzuki Darusman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、エストニア、アイルランド、ロシア連邦、オーストラリア、ドイツ、ポルトガル、キューバ、米国、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、**日本**、中国、チェコ共和国、韓国、英国、ボツワナ、スーダン、ベラルーシ、ラオ人民民主主義共和国、スロヴァキア、リトアニア、シリア・アラブ共和国、ニュージーランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スペイン、アルバニア、フランス、人権監視機構、国連監視機構、アムネスティ・インターナショナル、朝鮮再統合成功のための人々

日本のステートメント: 日本は、「北朝鮮」の驚くべき人権状況に改善がないことを残念に思い、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関して欧州連合と共に決議案を提出するつもりであることを伝える。この決議で、説明責任を確保するために独立専門家グループを設立することになる。

まとめ

Marzuki Darusman

エリトリアの人権状況に関する特別報告者のプレゼンテーション

Sheila Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

エリトリア

意見交換対話

欧州連合、スイス、ベルギー、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランス、ジブティ、朝鮮民主主義人民共和国、英国、中国、スーダン、ノルウェー、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、エリトリア女性ネットワーク、国連監視機構、国際和解フェロウシップ、CIVICUS、国際平和正義人権機関

まとめ

エトリア、Sheila Keetharuth

3月14日(月)昼・午後

議事項目 4(継続)

提出文書

2. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/69)

報告書のプレゼンテーション

Ahmed Shaheef イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

イラン・イスラム共和国

意見交換対話

欧州連合、朝鮮民主主義人民共和国、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、シリア・アラブ共和国、デンマーク、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ドイツ、タジキスタン、ベルギー、**日本**、米国、スペイン、中国、ベラルーシ、フランス、キューバ、イスラエル、英国、イラク、スイス、拷問被害者擁護協会、Sudwind、イマム・アリー一般学生救援協会、バハイ国際共同体、国際人権同盟連盟、社会的被害者保護のための慈善財団、連合レインボウ社会インターナショナル、社会的害悪防止協会、暴力被害者擁護団体、子ども財団

日本のステートメント: ハッサン・ロハニ大統領政権による人権状況の対処における進歩に留意し、この進歩が特別報告者の報告書に反映されることを期待している。日本は、イランと国際社会との間の信頼をさらに築くこと、イランの国連とのさらなる協力及び特別代表によるイラン訪問の実現を期待している。

まとめ

イラン、Ahmed Shaheed

提出文書

3. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/71)
4. 上記報告書付録、報告書に関するミャンマーの見解(A/HRC/31/Add.1)

報告書プレゼンテーション

Yangee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

欧州連合、サウディアラビア(湾岸協力会議を代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チェコ共和国、エストニア、**日本**、ベルギー、クロアチア、米国、オランダ、朝鮮民主主義人民共和国、トルコ、オーストラリア、ヴェトナム、スーダン、アイルランド、フィリピン、デンマーク、フランス、ラオ人民民主主義共和国、キューバ、アルバニア、タイ、ノルウェー、中国、スリランカ、ベラルーシ、韓国、ロシア連邦、スペイン、ガーナ、ニュージーランド、英国、ジュビリー・キャンペーン、アジア人権開発フォーラム、ヒューマン・ライツ・ナウ、国際人権同盟連盟、国際弁護士協会(国際法律家委員会との共同声明)、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、国際教育部 Inc., 平和開発 Maarij 財団

日本のステートメント: 日本は総選挙が自由に公正に行われたという事実を歓迎し、政府が武装集団との休戦と政治犯の釈放に署名したことを推奨する。人権の進歩がすべての人々の集団を含めることが重要であり、日本は、現在とこれからの政府を脆弱な集団のニーズに対処するよう奨励する。

まとめ

Yanghee Lee、ミャンマー

3月15日(火)午前

議事項目 4(継続)

提出文書

5. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/31/68)

報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio inheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

サウディアラビア(湾岸協力会議を代表)、欧州連合、スウェーデン(他の北欧諸国デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェーも代表)、ホーリーシー、ポルトガル、エストニア、カナダ、ニュージーランド、カタール、ベルギー、米国、ブラジル、バーレーン、ドイツ、**日本**、エジプト、テュニジア、フランス、チェコ共和国、オランダ、セネガル、スイス、ロシア連邦、ギリシャ、リヒテンシュタイン、マレーシア、クロアチア、朝鮮民主主義人民共和国、ラトヴィア

日本のステートメント: 委員会と完全に協力し、貴国への委員会のアクセスを認めるようシリア政府に要請する。シリアの人々は、どう仕様もない苦しみを受けており、当事者すべてが直ちに国民に対する暴力を止め、国際人道法と国際人権法を厳格に守るべきである。

調査委員会議長の発言

Paulo Sergio Pinheiro

意見交換対話

エクアドル、イラン・イスラム共和国、ルーマニア、イスラエル、チリ、アルジェリア、クウェート、オーストラリア、英国、キューバ、スロヴァキア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウディアラビア、イタリア、スペイン、中国、ヨルダン、イラク、アルバニア、ベラルーシ、アイルランド、トルコ、モルディヴ、モロッコ、メキシコ、婦人国際平和自由連盟、イマム・アリー一般学生救援協会、カイロ人権学研究所、人権開発全教会同盟、アラブ人権委員会、子ども財団、連合レインボウ社会インターナショナル(MantiQitna との共同声明)、自由擁護同盟

まとめ

シリア・アラブ共和国、Paulo Wergio Pinheiro

3月15日(火)昼・午後

議事項目 4(継続)

提出文書

6. 朝鮮民主人民共和国での役割と業績に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/31/38)

報告書のプレゼンテーション

Kate Gilmore 人権副高等弁務官

当該国ステートメント

朝鮮民主人民共和国、エリトリア

一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、ミャンマー(有志諸国グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、カナダ(40カ国以上のグループを代表)、ドイツ、カナダ、スイス、韓国、エクアドル、キューバ、英国、スロヴェニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ジョージア、ベルギー、インド、フランス、中国、米国、ノルウェー、アイルランド、チェコ共和国、オーストラリア、日本、スーダン、スペイン、カナダ、デンマーク、イスラエル、アイスランド、朝鮮民主人民共和国、ベラルーシ、モンテネグロ、ソロモン諸島、ウクライナ、エリトリア、アゼルバイジャン、イラン・イスラム共和国、ヘリオス生命協会、バハイ国際共同体、国際人権サーヴィス、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、世界更生センター(良心と平和税インターナショナルとの共同声明)、国際レズビアン・ゲイ協会、アジア人権開発フォーラム、国際ヒューマニスト倫理連合、人権監視機構、国際民主弁護士協会、アフリカ開発協会、勝利の青年運動、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS、英国ヒューマニスト協会、社会的被害者保護慈善機関、持続可能な開発と環境を提唱するイラン女性協会、イラン・イスラム女性機関、子ども財団、イラン家族の健康協会、マイノリティ権利グループ、Chant du Guepard dans le Desert、国際差別人種主義反対運動、自由擁護同盟、国際アフリカ民主主義協会、国際和解フェローシップ、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、缶詰業者国際永久委員会、人権平和アドヴォカシー・センター、インディアン教育会議、国際人種差別撤廃団体、Dunenyoko 協会、国連監視機構、暴力被害者擁護団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アメリカ法律家協会、Alsalam 財団、女性人権国際協会、イラク開発団体、連合学校インターナショナル、Federation de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、アラブ法律家連合、環境管理学センター、Centre Europe---Tiers Monde、欧州連合広報、世界ユダヤ人会議、世界環境資源会議、平和団体調査委員会、科学技術汎アメリカ連合、Touro 法律センター人権ホロコースト機関、世界バルア団体、解放、世界ムスリム会議、国際学生団体イスラム連盟、Action Internationale pour la Paix et le Developpement dans la Region des Grands Lacs、国際ムスリム女性連合、アラブ人権委員会、カイロ人権学研究所、Agence Internationale pour le Developpement、Il Cenacolo、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme(Solidarite Suisse-Guinee、世界平和女性連盟インターナショナル、Espace Afrique インターナ

ショナルとの共同声明)、南米インディアン会議、アフリカ文化インターナショナル、OCAPROC インターナショナル、ユダヤ人団体調整理事会(B'nai B'rith インターナショナルとの共同声明)、開発と地域社会エンパワーメント協会、国際非同盟学研究所、Association Solidarite Internationale pour l'Afrique、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ・グループ、Al-Hakim 財団、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際国連青年学生運動、健康・人権推進者アフリカ委員会、プレス・エンブレム・キャンペーン、アフリカ地域農業貸付協会、Prahara、イマム・アリー一般学生救援協会、Pelvande Gole Narges 団体、フリーダム・ハウス、女性学調査機関、イラン・エリート調査センター

日本のステートメント: 「北朝鮮」によって行われつつある組織的で長期にわたる人権侵害は、その重大さにおいて比類がない。日本は、欧州連合と共に、説明責任に関する専門家グループを設立するという決定を組み入れた、朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議案を提出するつもりである。

答弁権行使

ウズベキスタン: 欧州連合のステートメントに応えるが、ウズベキスタンは、人権を保護する努力を払ってきた。ウズベキスタンは死刑を廃止し、国際的な人権勧告の実施のための行動計画を採択し、拷問を防止するための国内監視機関を創設した。人々は政治的動機のために訴追されることはない。欧州連合諸国は、人種主義と移動者の権利侵害を含め、自国の人権問題に対処すべきである。

スーダン: ダルフール状況に関する英国とフランスのステートメントは、政治利用であり、現地の現実を考慮に入れていない。状況は改善しており、基本的自由は憲法で守られている。スーダン政府は、繰り返し休戦を要請してきたが、これは残念ながら反乱集団には受け入れられなかった。フランスがこれら反乱集団のメンバーを受け入れていることは残念である。

朝鮮民主人民共和国: 拉致に関してソウル事務所による政治的動機の申し立てを全面的に拒否する。これら申し立ては、政治的・軍事的目的の産物で、我が国の政権交替を求める敵方の陰謀である。朝鮮民主人民共和国は、米国の強制収容所、日本による人道違反の犯罪、欧州での外国人排斥と難民危機に言及する。米国、「南朝鮮」、日本及びその他の国々は優先事項として、自国の人権侵害に対処すべきである。

トルコ: 人権、民主主義、法の支配がトルコ社会の基本的原則である。すべての継続中の捜査は、欧州の基準に沿って、司法の独立を尊重して行われている。トルコの反テロ努力は、国の法的責務を尊重して行われつつある。

パキスタン: 学校へのテロリストの攻撃は、パキスタンで死刑の一時停止を廃止することに繋がった。これは、最も重大な犯罪には死刑が許されるという国際基準に沿ったものである。罪のない被害者の権利と正常な生活を送る地域社会の権利は、最高に重要である。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 世界の史上最も介入主義の帝国である米国が、マデュロ大統領の合法的で民主的な政府を批判することは受け入れがたい。ヴェネズエラは、いつでも米国政府の支援を受けてきたクーデターの試みを非難する。米国を世界の人権裁判官と考えることはできない。

バーレーン: デンマークに応えるが、人権擁護者が法を尊重するものと仮定して、彼らと連帯してきたことを主張する。外国のテロリスト集団のメンバーを許すことはできず、犯罪を行った者は、単なる政権の反対者と考えすることはできない。デンマークは、ヘイト・スピーチとイスラム嫌悪に解決策を見いだすよう要請される。

ブルンディ: カナダ、米国、スロヴァキア、ベルギー、アイルランド、チェコ共和国、モンテネグロ及びいくつかの NGO のステートメントに応えるが、事態はブルンディでは悪くなるばかりと言うことは、状況は改善してきているので、我が国における現在の危機についての無視を表している。

タイ: NGO のステートメントに応えるが、タイは、新しい憲法法案が、一般からのコメントを求めて全国に配布されている状態で、タイは、道程表に沿って進歩しつつある。法案で、人権と諸機関の役割が強化される。憲法案が採択されれば、総選挙が 2017 年半ばに行われる。

中国: いくつかの国々が中国の人権について根拠のない申し立てをしたのは残念である。中国は法の支配を享受している国であり、公に違反した者は訴追される。香港の英国国民の事件に関しては、この人物の国籍が刑事責任免除を意味するものではない。中国は、英国、チェコ共和国、ドイツ、カナダによる人権侵害に注意を喚起し、これらの国々に、人権問題の政治利用を止めるよう要請する。

日本: 過去の犯罪に関する朝鮮民主人民共和国の主張は、間違った数字に基づいている。朝鮮民主人民共和国は、自国の人権記録を改善する行動をとるべきであり、忌まわしい拉致の犯罪に対処するべきである。

サウディアラビア: アイルランド、アイスランド、ドイツのステートメントに応えるが、サウディアラビアは、差別なく、すべての人々の権利、従って国の経済成長を保証しているイスラム教のシャリア法を適用している。死刑は、憲法に従って、忌まわしい犯罪に適用されている。サウディアラビアは、政治的利用と我が国の法制度の公平性に対する申し立てを拒否する。

キューバ: 米国はキューバによる根拠のない侵害を申し立てた。キューバは米国とは違って、死刑と人種差別の場所ではない。被占領のグァンタナモ海軍基地は、キューバに返還されるべきである。米国政府は、キューバに対する大量虐殺的禁輸も終わらせるべきである。フリーダム・ハウスは、その資金が中央情報局から出ている破壊活動分子である。キューバは、その理想と国の主権を放棄するつもりはない。

インドネシア: インドネシアは、事実の誤解を反映しているソロモン諸島によるステートメントを拒否する。インドネシアの法律は、すべての人々の人権に対する堅固な尊重を規定している。進展しつつある国内メカニズムは、人権課題が生じる度にそれらに対処することができる。インドネシアは、広範な自治を享受しているパプアと西パプアの地方自治体を含め、すべての利害関係者と絶えず対話に関わっている。

ナイジェリア: イラン・エリート調査センターのステートメントには真実味がない。ザリアで起こったことは、法のプロセスでの刑事責任免除のしるしである。シア・セクトは、政府が大目に見てくれるだろうと考えて街路にバリケードを築き、軍の護衛隊に向かって発砲し、これが代わって自らを守ることになった。ザリア危機は暴力的な極端主義の例であり、これは止めなければならない。この問題に関する調査委員会が設立され、誰も法を超えることはできない。

エジプト: エジプトは、欧州連合、米国、スイス、ドイツ、フランスのステートメントを全面的に拒否し、理事会を再選キャンペーンの道具として利用しようとするある国々による試みを拒否する。エジプトは司法の独立が基本であることに十分気づいている。ドイツと大量裁判に言及した国々は、新聞の切り抜きではなくて、数字を調べるよう勧められる。

韓国: 朝鮮民主人民共和国が、ソウルの人権高等弁務官事務所のマンデートを否定しているのは残念である。韓国は、朝鮮民主人民共和国に、国連人権メカニズムと協力し、国際社会の責任あるメンバーとして、すべての責務に従うよう要請する。

朝鮮民主人民共和国: 我が国は、真の人権侵害国である「南朝鮮」と日本の申し立てを拒否する。日本は、拉致事件に関して制度的アジェンダを必死で追求しており、人道違反の犯罪に対して刑事責任免除を求めている。

韓国: 国際社会は、2003年以來、朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議を採択してきた。朝鮮民主人民共和国がこれら決議に応え、その責任を果たす時である。

日本: 朝鮮民主人民共和国との歴史問題に関しては、以前の立場を繰り返し述べる。拉致問題に関しては、日本国民を含め拉致被害者の包括的調査を行うことを朝鮮民主人民共和国は約束した。しかし、その約束は果たされなかった。日本は、朝鮮民主人民共和国に、建設的にこういった問題に応えるよう要請する。

3月15日(水)夜

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. マイノリティ問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/31/56)
2. 上記報告書付録、ブラジルへのミッション報告書(A/HRC/31/56/Add.1)
3. 上記報告書付録、ミッション報告書に対するブラジルのコメント(A/HRC/31/56/Add.2)

報告書プレゼンテーション

Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者

当該国ステートメント

ブラジル

意見交換対話

欧州連合、アゼルバイジャン、ジョージア、欧州会議、ロシア連邦、ナイジェリア、インド、メキシコ、スイス、ネパール、セネガル、オーストリア、米国、ナミビア、スリランカ、イラク、ラトヴィア、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、モーリタニア、バングラデシュ、ハンガリー、マイノリティ権利グループ、協議のための友好世界委員会、国際差別人種主義反対運動、自由擁護同盟、正義と平和のためのドミニカンズ、世界ユダヤ人会議、人権のための日本人労働者委員会、Shia 権利監視機構(自由ムスリム協会との共同声明)

まとめ

Rita Izsak

答弁権行使

アルメニア: アゼルバイジャンは、寛容な国であることを示そうとし、難民を巡る現在の問題を無視している。統計はアゼルバイジャン政府によって操作され、アゼルバイジャンの全体的な人権状況は、ここ数年で低下してきた。アゼルバイジャンの驚くべき人権記録は、信頼できる NGO によって定期的に非難されている。

中国: 米国は、民族的マイノリティに対して、事実を無視し、中国の人権状況に対して根拠のない非難をしている。米国では人種差別が広がり深刻であるので、他国を指さす資格はない。依怙最厲的で、暴力的な法執行の慣行が、米国での黒人の死亡につながっている。米国が自国の人権状況を反省し、自国の問題に直面し、根深い人種問題に対処するよう希望する。

アゼルバイジャン: アルメニアは、1980年代にアルメニアから追い出された30万人の在アルメニアのアゼルバイジャン人に対して行われた人権侵害のことを述べなかった。アゼルバイジャンには、我が国の寛容の文化を示す3万人のアルメニア人が暮らしているが、アルメニアにはアゼルバイジャン人は一人もいない。

3月16日(水)午前

議事項目 5(継続)

提出文書

4. マイノリティ問題フォーラム報告書(A/HRC/31/72)
5. 特別手続年次報告書(A/HRC/31/79)
6. 特別手続に関する最新情報を含めた人権理事会の特別報告者/代表、独立専門家、特別手続作業部会の第22回年次会議に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/39)
7. ハゲタカ・ファンズの活動とそれが人権に与えるインパクトに関する調査に基づく報告書に関する人権理事会諮問委員会進捗報告書(A/HRC/31/67)

報告書プレゼンテーション

1. Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者
2. Michael Addo 特別手続調整委員会議長

人権機関とメカニズムに関する一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、ウルグアイ(44カ国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、キューバ、中国、ベルギー、ガーナ、テュニジア、スペイン、湾岸協力会議、イラン・イスラム共和国、パキスタン、オーストリア、モルドヴァ共和国、自由擁護同盟、国際人権サーヴィス、クウェーカー協議のため友好世界委員会、Agence Internationale pour le Developpement、マイノリティ権利グループ、世界バルア団体、国際民主弁護士協会(欧州---第三世界センターとの共同声明)、缶詰業者国際永久委員会、世界ムスリム会議、国際学生団体イスラム連盟、人権平和アドヴォカシー・センター、Khiam リハビリテーション・センター、暴力被害者擁護団体、バーレーンの民主主義と人権のため

のアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発団体、環境管理学センター、欧州連合広報、平和団体調査委員会、科学技術汎アメリカ連合、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、世界ユダヤ人会議、権利開発世界ネットワーク

3月16日(水)昼

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

提出文書

1. 普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書---ミクロネシア(A/HRC/31/4)
2. 上記報告書付録、検討中の国ミクロネシアによって提出された見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/4/Add.1)

ミクロネシアの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ミクロネシア代表部大使、フィジー、ナイジェリア、パキスタン、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、キューバ、エストニア、国連監視機構、連合学校インターナショナル

95 勧告のうち、ミクロネシアは 63 を受け入れ、32 に留意した。

ミクロネシアの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

3. レバノンに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/5)
4. 上記報告書付録、検討中の国レバノンによって提出された見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(H/HRC/31/5/Add.1)

レバノンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所レバノン代表部大使、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、ベルギー、中国、エジプト、ガボン、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、クウェート、リビア、マレーシア、国連監視機構、アラブ人権委員会、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualitet---COC オランダ、婦人国際平和自由連盟、人口開発アクション・カナダ、国際アフリカ民主主義協会、アムネスティ・インターナショナル、平和開発 Maarij 財団、Khiam 拷問被害者リハビリテーション・センター

221 の勧告のうち、レバノンは 128 を受け入れ、91 に留意した。

レバノンの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

5. モーリタニアに関する普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/31/6)
6. 上記報告書付録、検討中の国モーリタニアによって提出された見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/6/Add.1)

モーリタニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

モーリタニア人権人道行動コミッショナー、モーリタニア国内人権委員会、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ベルギー、ボツワナ、ブルンディ、チャド、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、ジブティ、国連監視機構、Comite international pour le respect et l'application de la Charte Africaine des droits de l'homme et des peuples、アラブ人権委員会、マイノリティ権利グループ、南米インディアン会議、国際ヒューマニスト倫理連合、アフリカ開発協会、勝利の青年運動(Action internationale pour la paix et le developpement dans la region des Grands Lacs との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、Agir en faveur de l'environnement

200 の勧告のうち、モーリタニアは 140 を受け入れ、60 に留意した。

モーリタニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

7. ナウルに関する普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/31/7)
8. 定規報告書付録、検討中の国ナウルによって提出された見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/7/Add.1)

ナウルの普遍的定期的レビューの成果の検討

ナウル司法・国境管理省人権ジェンダー政府顧問弁護士、フィジー、モルディヴ、パキスタン、サモア、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、エドモンド・ライス国際 Ltd.(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際人権サーヴィス、フランシスカン・インターナショナル、国際アフリカ民主主義協会、アムネスティ・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会

108 の勧告のうち、ナウルは 80 を受け入れ、28 に留意した。

ナウルの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月16日(水)午後

議事項目 6(継続)

提出文書

9. ルワンダに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/8)
10. 上記報告書付録、検討中のルワンダが提出した見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/8/Add.1)

ルワンダの普遍的定期的レビューの成果の検討

ルワンダ司法大臣/検事総長、ルワンダ国内人権委員会、パキスタン、パラグアイ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンゴラ、アルメニア、ベルギー、ボツワナ、チャド、中国、コンゴ共和国、国際人権サーヴィス、フランシスカン・インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人口開発アクション・カナダ、第 19 条、人権監視機構、缶詰業者インターナショナル永久委員会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme(婦人国際平和自由連盟との共同声明)、アフリカ文化インターナショナル

229 の勧告のうち、ルワンダは 152 を受け入れ、77 に留意した。

ルワンダの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

11. ネパールに関する普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/31/9)
12. 上記報告書付録、検討中のネパールが提出した見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/10)

ネパールの普遍的定期的レビューの成果の検討

ネパール政府監房長官、ネパール国内人権委員会、モルディヴ、スリランカ、パラグアイ、シエラレオネ、シンガポール、パキスタン、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、ボツワナ、中国、キューバ、インド、ラオ人民民主主義共和国、ルーテル世界連盟、世界福音同盟(Pax Romanaとの共同声明)、国際法律家委員会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル(プラン・インターナショナル、ワールド・ヴィジョンインターナショナルも代表)、国際レズビアン・ゲイ協会、世界拷問禁止団体、ジュビリー・キャンペーン、アジア人権開発フォーラム、国際差別人種主義反対運動、人口開発アクション・カナダ

195 の勧告のうちネパールは 152 を支持し、43 に留意した。

ネパールの普遍的定期的レビューの成果を採択

オーストリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所オーストリア代表部大使、スーダン、タジキスタン、アフガニスタン、アルバニア、ボツワナ、中国、欧州会議、キューバ、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、リビア、欧州安全

保障協力機構、シエラレオネ、缶詰業者インターナショナル永久委員会、Recontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、アフリカ文化インターナショナル

229 の勧告のうち、オーストリアは 158 を支持し、64 に留意した。7 つの勧告に関してはさらなる明確化が提供された。

オーストリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月17日(木)午前

議事項目 6(継続)

提出文書

13. オーストラリアに関する普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/31/14)

14. 上記報告書付録、検討中の国オーストラリア提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/14/Add.1)

オーストラリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所オーストラリア代表部大使、オーストラリア人権委員会、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マレーシア、モルディヴ、ナイジェリア、パラグアイ、シエラレオネ、スリランカ、タジキスタン、ヴェトナム、アフガニスタン、アルバニア、アルメニア、ボツワナ、中国、フィジー、エドモンド・ライス国際 Ltd.、国際人権サービス(人権法センターとの共同声明)、米州慈善の姉妹(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、フランシスカン・インターナショナル(欧州第三世界センターとの共同名聲)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会(人権法センターとの共同声明)、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、汎米州科学技術連合、国内地域社会法律センター協会 Inc. (人権法センターとの共同声明)

290 の勧告のうちオーストラリアは 150 を受け入れ、140 に留意した。

オーストラリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

15. ジョージアに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/15)

16. 上記報告書付録、検討中の国ジョージア提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/15/Add.1)

ジョージアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジョージア外務副大臣、ジョージア公共擁護者事務所、中国、欧州会議、リビア、マラウイ、ナイジェリア、欧州安全保障協力機構、パラグアイ、ロシア連邦、シエラレオネ、タジキスタン、国連ウィメン、国連子ども基金(ユニセフ)、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、ボツワナ、COC-オランダ、人口開発アクション・カナダ、国際カトリック子どもビューロー、アムネスティ・インターナショナル、汎米州科学技術連合、スウェーデン性教育協会、人権ハウス財団

203 の勧告のうち、ジョージアは、191 を受け入れ、12 に留意した。

ジョージアの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

17. セントルシアに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/10)

18. 上記報告書付録、検討中の国セントルシア提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/10/Add.1)

セントルシアの普遍的定期的レビューの成果の検討

セントルシア外務国際貿易民間航空省外務担当官、モルディヴ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、国連ウィメン、キューバ、バハマ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、汎米州科学技術連合

121 の勧告のうち、セントルシアは 91 を受け入れ、29 に留意した。1 つの勧告には明確化が提供された。

セントルシアの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月17日(木)昼

議事項目 6(継続)

提出文書

19. オマーンに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/11)

20. 上記報告書付録、検討中の国オマール提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/11/Add.1)

オマーンの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所オマーン代表部大使、マレーシア、モーリタニア、パキスタン、サウディアラビア、シンガポール、スーダン、スワジランド、タジキスタン、トーゴ、テュニジア、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、アフガニスタン、アルジェリア、アラブ人権委員会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、アムネスティ・インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル

233 の勧告のうち、オマーンは 169 を受け入れ、64 に留意した。

オマーンの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

21. ミャンマーに関する普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/31/13)

22. 上記報告書付録、検討中の国ミャンマー提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/13/Add.1)

ミャンマーの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連ジュネーブ事務所ミャンマー代表部大使、ブルネイ・ダルサーラム、カンボディア、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エチオピア、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、日本、ラオ人民民主主義共和国、ラトヴィア、マレーシア、モンゴル、フィリピン、ロシア連邦、シエラレオネ、国連監視機構、ルーテル世界連盟、国際人権同盟連盟、フランシスカン・インターナショナル(正義と平和のドミニカンズ---説教師団、カリタス・インターナショナル、パクス・ロマナとの共同声明)、国際レズビアン・ゲイ協会、国際弁護士協会(国際法律家委員会との共同声明)、ジュビリー・キャンペーン、アジア人権開発フォーラム、第 19 条、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル

日本のステートメント: 2015 年 11 月の歴史的選挙に続いて、新政府への円滑な移行に向けてミャンマーが払ってきた忠実な努力を推奨する。しかし、民族的・宗教的マイノリティ、特にラクヒン州のマイノリティに政府が注意を払うことを要請する。

281 の勧告のうちミャンマーは 166 を支持し、115 に留意した。

ミャンマーの普遍的定期的レビューの成果を採択

提出文書

23. セントキッツ・ネヴィスに関する普遍的定期的レビューに関する報告書(A/HRC/31/16)

24. 上記報告書付録、検討中の国セントキッツ・ネヴィス提出の見解/勧告に関する見解、任意のコミットメント及び回答(A/HRC/31/16/Add.1)

セントキッツ・ネヴィスの普遍的定期的レビューの成果の検討

セントキッツ・ネヴィス外務省永久セクレタリー、マラウイ、モルディヴ、パキスタン、バラグアイ、セントヴィンセント・グレナディーン、サモア、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バハマ、キューバ、ガボン、連合レインボウ社会インターナショナル、欧州連合広報

133 の勧告のうち、セントキッツ・ネヴィスは 58 を支持し 75 に留意した。
セントキッツ・ネヴィスの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月17日(木)午後

暴力的極端主義防止に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Choi Kyonglim 人権理事会議長
2. 潘基文国連事務総長(ビデオで)
3. Kate Gilmore 人権副高等弁務官

司会者とパネリストのステートメント

1. Beatriz Londono Soto 国連ジュネーブ事務所コロンビア代表部大使・司会者
2. Nazila Ghanea 普遍的権利グループ評議員会委員/オックスフォード大学准教授
3. Gaston Garatea ペルー司教カトリック大学教授/元貧困との闘い国内局長
4. Mehreen Farooq 資源開発教育世界機関上級フェロー
5. Ahmed Abbadi La abita Mohammadia des Oulemas 事務総長/マラケシュ Cadi Ayyad 大学教授

討論

アルバニア(暴力的極端主義の決意と闘う核心グループを代表)、モロッコ(人権教育訓練プラットフォームを代表)、オーストラリア(メキシコ、インドネシア、韓国、トルコも代表)、欧州連合、クウェート(アラブ・グループを代表)、ノルウェー(北欧諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、米国、カタール、エクアドル、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、第 19 条---国際検閲反対センター(アメリカ市民解放連合、CIVICUS---世界市民参画同盟、漸進的コミュニケーション協会、国際非営利法センター、国際ヒューマニスト倫理連合、人権監視機構、調査センター、国際人権同盟連盟、アジア人権開発フォーラムとの共同声明)、バーレーンの人権と民主主義のためのアメリカ人、アムネスティ・インターナショナル

司会者とパネリストの回答

Beatriz Londono Soto, Nazila Ghanea, Gaston Garatea, Mehreen Farooq, Ahmed Abbadi, Nazila Ghanea

討議

クロアチア、オーストリア、オーストラリア、シンガポール、チュニジア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中国、ロシア連邦、ブラジル、インドネシア、イラン・イスラム共和国、韓国、Miraisme 国際協会、世界ユダヤ人会議、権利開発世界ネットワーク、欧州会議、マレーシア、キルギスタン、シエラレオネ、セネガル、パキスタン、エチオピア、モロッコ、トルコ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme(婦人国際平和自由連盟、Al-Hakim 財団との共同声明)

まとめ

Beatriz Londono Soto, Gaston Garatea, Mehreen Farooq, Nazila Ghanea, Ahmed Abbadi,

3月18日(金) 午前

民主主義と人種主義は両立不可能であることに関するパネル討論

開会ステートメント: Kate Gilmore 人権副高等弁務官

司会者とパネリストによるステートメント

1. Yvette Stevens 国連ジュネーブ事務所シエラレオネ代表部大使・司会者
2. Ronaldo Crispim Sena Barros ブラジル人種平等政策推進特別事務局長

3. Jerome Jamin ベルバーUege 大学法学部教授

4. Emine Bozkurt 民主主義選挙支援国際機関顧問/元欧州会議議員

討議

ウルグアイ(メルコスールを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、欧州会議、エジプト、米国、ベルギー、ジョージア、パラグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、協議のための友好世界委員会、国際差別人種主義反対運動、平和開発 Maarij 財団

パネリストによる回答

Yvette Stevens, Emine Bozkurt, Jerome Jamin, Ronaldo Crispim Sena Sarros

討議

フランス、コロンビア、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、ポルトガル、キューバ、中国、ナイジェリア、パナマ、スペイン、チリ、モロッコ、国連監視機構、アラブ人権委員会、イラク開発団体(バーレーンにおける人権と民主主義のためのアメリカ人との共同声明)、ドイツ、ギリシャ、英国、パキスタン、イタリア、メキシコ、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、国際国連青年学生運動

まとめ

Yvette Stevens, Jerome Jamin, Ronaldo Crispim Sena Barros, Emine Bozkurt

3月18日(金)昼

議事項目6(継続)

提出文書

25. サントメプリンシペに関する普遍的定期的レビュー作業部会報告書(A/HRC/31/17)

サントメプリンシペの普遍的定期的レビューの成果の検討(代表団欠席)

エチオピア、ガボン、モルディヴ、ナイジェリア、パキスタン、シエラレオネ、トーゴ、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アンゴラ、ブラジル、チャド、コンゴ共和国、キューバ、平和団体調査委員会、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme

144の勧告のうち、サントメプリンシペは144を受け入れ、2つに留意した。

サントメプリンシペの普遍的定期的レビューの成果を採択。

人権機関とメカニズムに関する一般討論(継続)

南米インディアン会議、解放、アラブ人権委員会、CIVICUS、アフリカ文化インターナショナル、Prahar、Fundacion Latinoamericana por los derechos humanos y el desarrollo、国際アフリカ民主主義協会

普遍的定期的レビューに関する一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、パキスタン(有志グループを代表)、中国、モロッコ、ナミビア、モルディヴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、インドネシア、イラン・イスラム共和国、セントヴィンセント・グレナディーン、サントメプリンシペ、国際弁護士協会(国際法律家委員会、弁護士のための弁護士との共同声明)、UPR インフォ、国際人権同盟連盟、コロンビア法律家委員会、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国連監視機構、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発団体、国際教育開発、世界環境資源会議、アラブ人権委員会、南米インディアン会議、権利と開発世界ネットワーク、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Comision Mexikana de Defensione y Promocion de los Derechos Humanos 市民協会、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、人権平和アドヴォカシー・センター、解放、Prahar、世界バルア団体、食糧第一情報行動ネットワーク、環境管理学センター、アフリカ地域農業貸付協会

答弁権

ホンデュラス: Berta Caceres の殺害を捜査し、加害者を裁判にかけ、遺族に賠償を提供するという公約を繰り返す。この捜査は国のオンブズマンと人権高等弁務官事務所によって監視されている。ホンデュラスは、彼女の子どもたちから文書による連絡を受け、彼らの保護を確保するために措置が実施された。カストロ氏はまだ裁判にかけられている。

3月18日(金) 午後

全世界での人種差別の状態に関する討論

開会ステートメント

1. Choi Kyonglim 人権理事会議長
2. Kate Gilmore 人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Aboul Samad Minty 補完的基準の策定に関する特別委員会議長/元国連ジュネーブ事務所南アフリカ代表部大使
2. Doudou Diene 国際良心の場連合議長/元現代の形態の人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容に関する特別報告者
3. Margarette May Macaulay 米州人権委員会コミッショナー/女性の権利に関する報告者/アフリカ系の人々の権利に関する報告者
4. Mireille Fanon Mendes-France アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長/報告者

討議

欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ナミビア、ブラジル、中国、フランス、キューバ、米国、ポルトガル、ロシア連邦、ハンガリー、南米インディアン会議、国際国連青年学生運動

パネリスト回答

Abdul Samad Minty< Doudou Diene, Margarette May Macaulay, Mireille Fanon Mendes-France

討議

イラン・イスラム共和国、エクアドル、メキシコ、エジプト、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、コロンビア、キルギスタン、イタリア、アンゴラ、ナイジェリア、ラトヴィア、世界ユダヤ人会議、アラブ人権委員会、人権のための日本人労働者委員会、国際弁護士団体、国際人種差別撤廃団体

まとめ

Abdul Samad Minty, Doudou Diene, Margarette May Macaulay, Mireille Fanon Mendes-France

3月21日(月)午前・昼

議事項目 7: パレスチナ及び他の他のアラブ被占領地の人権状況

提出文書

1. 1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者報告書

報告書プレゼンテーション

Makarim Wibisono 1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

パレスチナ国、パレスチナの人権独立委員会

意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、カタール、ニュージーランド、テュニジア、イラン・イスラム共和国、マレーシア、ボリヴァリアン多民族国家、モルディヴ、ナイジェリア、エジプト、ヨルダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サウディアラビア、南アフリカ、ジブティ、ナミビア、マリ、アイルランド、リビア、中国、バーレーン、ブラジル、ジンバブエ、チャド、キューバ、スーダン、ウガンダ、トルコ、アルジェリア、バングラデシュ、レバノン、シリア・アラブ共和国、イラク、モロッコ、Al-Haq、Tauro 法律センター、Adalah(Al Mezan との共同声明)、国連監視機構、ノルウェー難民会議、国際弁護士団体、世界ユダヤ人会議、アラブ法律家連合

まとめ

パレスチナ国、Makarim Wibisono, Choi Kyonglim 人権理事会議長

提出文書

2. 人権理事会決議 S-9/1 と S-12/1 の実施に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/40)
3. 上記報告書付録、2014 年のガザ紛争に関する独立調査委員会と 2009 年のガザ紛争に関する国連事実確認ミッション報告書に含まれている勧告の実施(A/HRC/31/40/Add.1)
4. 被占領のシリア・ゴラン高原における人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/31/41)
5. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通してパレスチナ入植地がパレスチナ人の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に持つ意味合いを調査するための独立国際事実確認ミッションの報告書に含まれている勧告の実施に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/42)
6. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエル入植地に関する事務総長報告書(A/HRC/31/43)
7. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/31/44)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 人権副高等弁務官

当該国ステートメント

パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ガーナ、スイス、エクアドル、カタール、サウディアラビア、アルジェリア、ナミビア、インドネシア、モルディヴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、スロヴェニア、中国、アラブ首長国連邦、ナイジェリア、キューバ、テュニジア、エジプト、セネガル、トルコ、マレーシア、ヨルダン、イラン・イスラム共和国、パキスタン、スウェーデン、チリ、オマーン、イエーメン、レバノン、朝鮮民主主義人民共和国、バーレーン、マルタ、湾岸協力会議、スリランカ、ルクセンブルグ、ニカラグア、パレスチナ人帰還センター、ノルウェー難民会議、世界ユダヤ人会議、ヒューマン・ライツ・ナウ、Al-Haq 人に仕える法律(パレスチナ人居住難民権 ADIL リソース・センターとの共同声明)、ADALAH---イスラエルのアラブ・マイノリティ権利法律センター、アラブ人権委員会、平和開発 Maarij 財団、社会的被害者保護慈善機関、国際弁護士団体、国際国連青年学生運動、国際人種差別撤廃団体、アメリカ法律家協会、アラブ法律家連合、国際人権同盟連盟、国際民主弁護士協会、Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、Institut international pour la paix la justice et les droits de l'homme、拷問被害者 Khamiri リハビリテーション・センター、国連監視機構、カイロ人権学研究所、権利開発世界ネットワーク、ユダヤ人団体調整理事会(B'nai B'rith インターナショナルとの共同声明)、世界教会会議、ユダヤ人学生欧州連合、国際ユダヤ人弁護士司法協会、NGO の責任 Amuta

3月21日(月)午後

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 世界麻薬問題が人権の享受に与えるインパクトに関するパネル討論の成果に関する人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/31/45)

「ウィーン宣言と行動計画」に関する一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ポルトガル(経済的・社会的・文化的権利友好グループを代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、キプロス(諸国グループを代表)、バキスタン(イスラム協力団体を代表)、中国(28カ国グループを代表)、ウクライナ(40カ国グループを代表)、スイス(2016年の世界麻薬問題に関する特別総会への人権理事会の貢献に関する決議 28/28の核心グループを代表)、エルサルヴァドル(諸国グループを代表)、英国、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、インド、ボリヴィア多民族国家、モロッコ、ガーナ、イスラエル、アイルランド、ギリシャ、スペイン、パキスタン、米国、モザンビーク、ニカラグア、解放、国際ヒューマニスト倫理連合、Espace Afrique International、アラブ人権委員会、協議のための友好世界委員会、人権開発全教会同盟、調査センター、Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、国際和解フェローシップ、人権平和アドヴォカシー・センター、世界ムスリム会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際学生団体イスラム連盟、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発団体、アフリカ開発協会、勝利の青年運動、国連監視機構、Agence Internationale pour le Developpement、アフリカ文化インターナショナル、Al-Hakim 財団、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、Prahar、国際人権サービス、Centro de Estudios Legales y Sociales Asociacion Civil(Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Cenero との共同声明)、カメルーン平和のための青年学生フォーラム、インディアン教育会議、国際非同盟学研究所、国際アフリカ民主主義協会、缶詰業者インターナショナル永久委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、欧州連合広報、世界環境資源会議、平和団体調査委員会、汎アメリカ科学技術連合、人権監視機構(国際人権サービスとの共同声明)、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、アフリカ地域農業貸付協会、国際弁護士団体

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナは、今では自由で民主的な選挙に続いてロシアの不可欠の部分となったクリミアに住んでいる人々を尊重せずに、根拠のないステートメントを行った。西欧諸国は、ウクライナの閉鎖から生じるクリミア人の権利侵害を含め、現地の状況の現実を学ぶべきである。欧州連合による制裁は、任意の選択権を行使したことに対するクリミア人に対する集団的懲罰である。

3月21日(月) 夕

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会報告書(A/HRC/31/75)
2. 補助的基準の策定に関する特別委員会報告書(A/HRC/31/74)

報告書プレゼンテーション

1. Yuri Boychenko 人権高等弁務官事務所反人種差別課課長(Mohamed Siad Douale 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会議長/報告者の代理)
2. Abdul Samad Minty 元国連ジュネーブ事務所南アフリカ代表部大使/補助的基準の策定に関する特別委員会議長/報告者

人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、南アフリカ(アフリカ連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、クウェート(アラブ・グループを代表)、ガーナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、キューバ、インド、中国、アルバニア、ジョージア、エジプト、ブラジル、トルコ、イラン・イスラム共和国、パキスタン、アゼルバイジャン、シーク人権グループ、アラブ人権委員会、国際国連青年学生運動、国際ヒューマニスト倫理連合、Sgence Internationale pour le Developpement、社会的被害者保護慈善機関、国際人種差別撤廃団体(国際弁護士団体との共同声明)、調査センター、回復支援協会、人権平和アドヴォカシー・センター、世界バルア団体、世界ムスリム会議、暴力被害者擁護団体、国際学生団体イスラム連盟、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発協会、解放、国連監視機構、ユダヤ人学生欧州連合、Prahara、カメルーン平和青年学生フォーラム、インディアン教育会議、国際非同盟学研究所、国際アフリカ民主主義協会、缶詰業者インターナショナル永久委員会、連合学校インターナショナル、環境管理学センター、欧州連合広報、世界環境資源会議、平和団体調査委員会、汎アメリカ科学技術連合、Touro 法律センター、Tiyé インターナショナル、アフリカ地域農業貸付協会

3月21日(月)夜

議事項目 10: 技術支援と能力開発

プレゼンテーション

Marie-Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国

意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ニュージーランド、ポルトガル、ノルウェー、リビア、フランス、米国、ベルギー、英国、ルクセンブルグ、アルジェリア、中国、スペイン、コーティヴォワール、エジプト、スーダン、セネガル、モザンビーク

3月22日(火)午前

議事項目 10(継続)

意見交換対話(継続)

チャド、モロッコ、赤道ギニア、オランダ、マリ、アンゴラ、ボツワナ、スイス、コンゴ共和国、シエラレオネ、ガボン、世界福音同盟(カリタス・インターナショナルとの共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン、FIDH、アラブ人権委員会、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la Defense des droits de l'homme

まとめ

Marie Therese Keita Bocoum

ブルンディに関するプレゼンテーション

1. Janis Karklins 人権理事会副議長
2. Ivan Simonovic 人権のための国連事務総長補
3. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者
4. Martin Nivyabandi ブルンディ人権社会問題ジェンダー大臣
5. Jean-Marie Ehouzou ジュネーヴ・アフリカ連合代表部大使
6. Pierre Claver Mbonimpa Association pour la protection des droits humains des personnes defenues 会長

意見交換対話

欧州連合、ベルギー、セネガル、フランス、スペイン、エジプト、アルバニア、カナダ、メキシコ、オーストリア、ギリシャ、ポルトガル、**日本**、英国、オランダ、ルクセンブルグ、米国、チェコ共和国、中国、リビア

日本のステートメント: ブルンディの人権状況は依然として極めて重大であるが、日本は、国際社会に対する建設的態度と公約を歓迎する。日本は、ブルンディ政府が、遅滞なくその公約を完全に実施することを期待している。

特別報告者の回答

Christof Heyns

副議長ステートメント

Bertrand de Crombrughe 人権理事会副議長

意見交換対話

ガボン、ニュージーランド、韓国、アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、アイルランド、スイス、ガーナ、コンゴ民主共和国、タンザニア連合共和国、ルワンダ、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、世界福音同盟、CIVICUS、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、Espace Afrique インターナショナル、国際人権サービス、対話のための調査イニシヤティヴ独立センター

まとめ

Ivan Simonovic, Martin Nivyabandi, Jean-Marie Ehouzou, Pierre Claver Mbontimpa, Bertrand de Crombrughe

3月22日(火) 昼

技術協力に関する年次討議

開会ステートメント

Kate Gilmore 人権副高等弁務官

司会者とパネリストによるステートメント

1. Thani Thongphakdi 国連ジュネーブ事務所タイ代表部大使/司会者
2. Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所調査開発への権利部部長
3. Kristina Touzenis 国際移動機関国際移動法ユニット長
4. Paola Cogliandro イタリア外務国際協力省移動政策事務所副所長
5. Phusit Prakongsai タイ公衆衛生省国際保健局局长
6. Yasmina Antonia Fillali モロッコ東洋西洋財団会長

討議

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、バラグアイ、ギリシャ、ドイツ、エジプト、モロッコ、人権監視機構、国際平和・正義・人権機関、Centro de Estudios Legales y Sociales Asociacion Civil(Centro Regional de Derechos Humanos y Justicia de Genero との共同声明)

司会者とパネリストの回答

Thani Thongphakdi, Kristina Touzenis, Paola Cogliandro, Phusit Prakongsai, Peggy Hicks, Yasmina Antonia

討議

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、スイス、トルコ、キルギスタン、チリ、ヴェトナム、ベラルーシ、ブラジル、スウェーデン、コロンビア、アルジェリア、アラブ人権委員会、国際人種差別撤廃団体、リビア、ブルキナファソ、スーダン、ミャンマー、ペルー、ガーナ、フィリピン

まとめ

Thani Thongphakdi, Kristina Touzenis, Paola Cogliznoro, Phusit Prakongsai, Peggy Hicks, Yasumina Antonia Pilali

3月22日(火)午後

議事項目 10(継続)

提出文書

1. 人権分野でのコーティヴォワールとの能力開発・技術協力の強化に関する独立専門家報告書 (A/HRC/31/78)

報告書プレゼンテーション

Mohammed Ayat 人権分野でのコーティヴォワールとの能力開発・技術協力の強化に関する独立専門家

当該国ステートメント

コーティヴォワール

意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ナイジェリア、モルディヴ、ボツワナ、中国、米国、ベルギー、スーダン、スペイン、ガボン、ジブティ、マリ、英国、コンゴ共和国、ガーナ、セネガル、アルジェリア、フランス、モロッコ、エジプト、国際人権サーヴィス、世界拷問禁止団体、国際カトリック子どもビューロー、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

コーティヴォワール、Mohammed Ayat

3月22日(火)夕

議事項目 2(継続)

ウクライナに関する人権高等弁務官事務所による口頭での最新情報

Ivan Simonovic 人権のための事務総長補

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、英国、アイルランド、米国、オーストリア、ロシア連邦、エストニア、中国、フランス、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、カナダ、ラトヴィア、トルコ、ニュージーランド、ジョージア、ポーランド、オーストラリア、モルドヴァ共和国、オランダ、ベルギー、リトアニア、アゼルバイジャン、チェコ共和国、ドイツ、スペイン、欧州会議、スイス、ルーマニア、スロヴァキア、アルバニア、フィンランド、ウクライナ議会人権コミッショナー、国際民主弁護士協会、マイノリティ権利インターナショナル、国際和解フェローシップ、人権ハウス財団、国連監視機構、人権監視機構、ウクライナ人女性団体世界連盟

まとめ

Ivan Simonovic

提出文書

16. 南スーダンにおける人権、説明責任、和解、能力を改善するための国連人権高等弁務官事務所によるミッションに関する高等弁務官報告書(A/HRC/31/49)

報告書プレゼンテーション

Ivan Simonovic 人権のための事務総長補

当該国ステートメント

南スーダン

意見交換対話

欧州連合、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、ルクセンブルグ、エジプト、英国、メキシコ、ノルウェー、ドイツ、国連子ども基金、スペイン、ボツワナ、デンマーク、ポルトガル、オーストラリア、スーダン

3月23日(水)午前

議事項目 2(継続)

意見交換対話(継続)

モザンビーク、中国、フランス、ガーナ、アンゴラ、スイス、米国、ニュージーランド、国際人権同盟連盟、人権監視機構、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト(CIVICUS---市民参画同盟との共同声明)、国際人権サービス

まとめ

Ivan Simonovic

議事項目 10(継続)

提出文書

2. ハイチの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/31/77)

報告書プレゼンテーション

Gustavo Gallon ハイチの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

ハイチ

意見交換対話

欧州連合、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ブラジル(ハイチの友好国グループを代表)、スペイン、米国、チリ、キューバ、フランス、英国、モロッコ、ブラジル、中国、国連監視機構、FIDH、国際民主弁護士協会、人権監視機構

まとめ

ハイチ、Gustavo Gallon

提出文書

3. マリの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/31/76)

報告書プレゼンテーション

Suliman Baldo マリの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

マリ

意見交換対話

南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、エストニア、スペイン、ノルウェー、ベルギー、米国、トーゴ、フランス、ニュージーランド、デンマーク、コートジボワール、スーダン、ガボン、ジブティ、アルジェリア、ベナン、ガーナ、セネガル、モロッコ、チャド、英国、コンゴ共和国、ボツワナ、エジプト、中国、国際カトリック子どもビューロー、国際人権同盟連盟、国連監視機構、Rencontre Africaine pour le defense des droits de l'homme

まとめ

マリ、Suliman Baldo

3月23日(水)昼・午後

議事項目2(継続)

提出文書

17. グアテマラ事務所に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/3/Add.1)
18. コロンビアの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/3/Add.2)
19. キプロスの人権問題に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/31/21)
20. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/31/26)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

コロンビア、キプロス、グアテマラ、イラン・イスラム共和国

一般討論

欧州連合、スイス、ドイツ、米国、ノルウェー、ギリシャ、ホンデュラス、トルコ、スペイン、カナダ、アイルランド、Defensoria del Pueblo de Colombia、Verein Sudwind Etnwicklungespolitik、人権監視機構、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、イラク開発団体、平和旅団インターナショナル・スイス(Oidhaco Bureau International des Droits Humains---Action Colombie との共同声明)、国際和解フェローシップ、Alsalam 財団、コロンビア法律家委員会、国際人権サーヴィス(コロンビア法律家委員会との共同声明)、拷問防止協会、世界拷問禁止団体、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、アラブ人権委員会、南米インディアン会議、国際カトリック子どもビューロー、婦人国際自由連盟、Corporacion para la Defens y Promocion de los Derechos Humanos、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、国際法律家委員会、人権平和アドヴォカシー・センター、Comite Permanents por la Defense de los Derechos Humanos

答弁権行使

キプロス: 軍の侵攻後 40 年以上経って、約 4 万のトルコ部隊がまだ島に残っており、島の全住民に重大なインパクトを与えており、永続的な政治的解決策を見いだすことに対する障害となっている。

ギリシャ: いわゆるトルコ系キプロス人の孤立は、トルコのキプロス占領の産物である。いわゆる孤立問題は、相互が合意する解決策を通して初めて解決できよう。ギリシャは、トルコのギリシャの財産と家屋の搾取を嘆かわしく思う。

トルコ: キプロス問題は、ギリシャ系キプロス人側によって生み出され、永続化したことを強調する。1973 年以来トルコ系キプロス人が受けた重大な人権侵害と生命の損失は、国連報告書に反映されてきた。トルコ軍は、平和を維持するために島にいたのであり、「占領軍」と呼ぶことはできない。

南スーダン: 様々な国によるコメントを有難く拝聴し、能力開発支援が南スーダンに提供されることを支持する。南スーダンは、我が国におけるすべての努力に関して人権理事会と協力するつもりである。

提出文書

21. アフガニスタンにおける人権状況と 2015 年の人権分野での技術支援の業績に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/46)

22. リビアの人権のための国連人権高等弁務官事務所の調査---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/31/47)

23. ギニアにおける人権状況とギニア人加権高等弁務官事務所の作業に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/31/48)

24. リビアに関する国連人権高等弁務官事務所の調査---詳細な調査結果(A/HRC/31/CRP.3)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

アフガニスタン、ギニア、リビア、イエメン

議事項目 10(継続)

一般討論

オランダ(欧州連合を代表)、南アフリカ(アフリカ・グループを代表)、インド(有志グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、アルジェリア(諸国グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、ドイツ、英国、フランス、モルディヴ、中国、カタール、米国、エジプト、セネガル、カナダ、湾岸協力会議、バーレーン、アイルランド、ジブティ、オーストラリア、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、タイ、アフガニスタン国内人権委員会、アルメニア、Federacion de Asociaciones de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos、アジア・リーガル・リソース・センター、平和開発 Maarij 財団、人権開発全教会同盟、国際レズビアン・ゲイ協会、解放、人権監視機構、国際和解フェロシップ、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、アラブ人権委員会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Alsalam 財団、イラク開発団体、カイロ人権学研究所(国際人権同盟連盟、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、世界拷問禁止団体との共同声明)、Rencontre Africaine pour la Defense des Drets de l'Homme、リベラル・インターナショナル、カメルーン平和青年学生フォーラム、Organisation international pour les pays les moins avaces、Conseil de jeunesse pluriculturelle、人権平和アドヴォカシー・センター、Tauro 法律センター/人権ホロコースト研究所

答弁権行使

コンゴ民主共和国: 政府と人権擁護者についての情報に関して懸念を表明する。我が国は、アフリカ連合と共に欧州連合が行った以前のステートメントを歓迎し、我が国を強い批判にさらすのではなくて、このダイナミズムが維持されることを希望する。支持されている制度がそこなわれるのなら、法の状態に進歩はない。コンゴ民主共和国は、優先事項として、人権を推進・保護することを繰り返す述べる。

3月23日(水)夕・夜

議事項目 1(継続)

決議の採択

1. 国連人権高等弁務官事務所のスタッフの構成(A/HRC/31/L.15)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、エジプト、マレーシア、ナミビア、ニカラグア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

一般コメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)、メキシコ

賛成 33 票、反対 13 票、棄権 1 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コート・ド'ヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミ

ビア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 13 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

棄権 1 票: メキシコ

2. 司法制度の完結性(A/HRC/31/L.1)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)、メキシコ

コンセンサスで決議を採択

3. 人権理事会 10 周年記念に当たっての高官パネル(A/HRC/31/L.2)

主提案国: スイス

共同提案国: アルメニア、ベルギー、ガボン、ジョージア、ドイツ、メキシコ、ナイジェリア、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、タイ、ウルグアイ

一般コメント: ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

4. テロ対策中の人権と基本的自由の保護: テロ対策中の人権と基本的自由の保護に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/31/L.3)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、日本、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウルグアイ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

5. 「開発への権利宣言」30 周年記念(A/HRC/31/L.6)

主提案国: イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)

共同提案国: ブラジル、中国、フィリピン、タイ

票決前ステートメント: 英国、オランダ

賛成賛成 34 票、反対 13 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 34 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 13 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ジョージア、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

6. 経済的・社会的・文化的権利のすべての国々における実現の問題(A/HRC/31/L.7/Rev.1)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウクライナ、ウルグアイ

一般コメント: 南アフリカ

コンセンサスで決議を採択

7. 危険及び人道的緊急事態の状況での障害者の権利(A/HRC/31/L.8)

主提案国: メキシコ、ニュージーランド

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、米国、ウルグアイ

採択前ステートメント: キューバ

コンセンサスで決議を採択

8. 子どもの権利---ICTs と子どもの性的搾取(A/HRC/31/L.9/Rev.1)

主提案国: オランダ、ウルグアイ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、カザフスタン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、

一般コメント: 南アフリカ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

人権理事会は、

「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の重要性を念頭に置いて、この普遍的批准と効果的实施、並びにその他の関連人権条約の批准と実施を要請し、「条約」が子どもの権利の推進と保護における基準であることを強調し、

最近では2015年3月27日の人権理事会決議28/19及び2015年12月17日の総会決議70/137であるが、人権委員会、人権理事会及び総会の子どもの権利に関する以前のすべての決議を想起し、

ICTsの問題及び子どもの権利委員会の一般コメント、特にあらゆる形態の暴力を受けない子どもの権利に関する一般勧告第13号(2011年)と企業セクターが子どもの権利に与えるインパクトに関連する国家の責務に関する第16号(2013年)の状況を含め、子どもの性的搾取に関する問題についての子どもの権利委員会の作業を歓迎し、

子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者と子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表のICTsの利用に関連する機会と危険及び性的虐待と搾取からの子どもの保護に関する作業¹並びに子どもの武力紛争に関する特別代表の作業も歓迎し、その最近の報告書に感謝と共に留意し²、

¹ A/HRC/28/56 及び a/hrc/28/55。

² A/HRC/31/19、A/HRC/31/20 及び A/HRC/31/58。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の総会による採択³をさらに歓迎し、子どもの権利の享受を確保する際にその実施の重要性を強調し、「アジェンダ」が、人身取引と性的及びその他の形態の搾取を含めた公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関するターゲット 5.2 及び子どもに対する虐待、搾取、人身取引及びあらゆる形態の暴力と拷問をなくすことに関するターゲット 16.2 を含んでいることを想起し、

学習、社会化、表現、包摂及び教育への権利、表現の自由への権利、情報を求め、受け、インパクトを与える自由及び自分の考えを自由に表現する権利のような子どもの権利と基本的自由の成就への権利のための新しいツールとして、子どもの生活の中での ICTs の重要性を認め、

子どもの発達する能力に沿うように、自分の権利の子どもによる行使において、適切な指示とガイダンスを提供する両親、法的後見人またはその他の子どもに対して法的責任を有する者の責任、権利及び義務を再確認し、

子どもがオンラインの最も積極的な参加者の中にあり、子どもの活動に対して責任を有する両親、後見人及び教育者は、オンラインでの子どもの保護に関してガイダンスを必要としているかも知れないことを認め、

国家は、あらゆる形態の搾取と性的虐待から子どもを保護し、その目的で、特に子どもを何らかの違法な性行動、買春またはその他の違法な性慣行における子どもの搾取的利用、ポルノ的パフォーマンス及び資料での子どもの搾取的利用に関わらせるために、子どもを誘ったり、強制したりすることを防止するすべての適切な国内・2 国間・多国間措置を取るものとするを再確認し、

ICTs は、ポルノ、子どもの性的虐待資料及び買春、「子どもグルーミング」として知られている性的目的での子どもの誘惑、性的脅し、子ども虐待のライブのストリーミング、子どもの性的虐待資料の所持、配布、アクセス、交換、作成または支払い、とりわけライブの性的虐待の視聴、実行、子どもの参加の促進を含め、子どもの売買、性的虐待及び搾取に関する刑事責任を免除されての犯罪活動の遂行を促進できることを認め、

セク스팅及び自己作成のコンテンツのような危険、新しい進展する形態の子どもに対する暴力、特に子どもの性的虐待と搾取及び ICTs の利用に関連するサイバーいじめを深く懸念し、

そのような虐待を通報するよう子どもをエンパワーすることを含め、性的虐待と搾取の危険を減らす際に ICTs が果たす役割を認め、

国家が、害悪から子どもを保護しつつ、デジタル・メディアと ICTs へのアクセスを推進するべきであることを認め、

国家が、違反の防止と被害者の保護と被害者への効果的な救済策の提供を通して、子どもの権利を尊重し、保護し、成就し、いつでも、いかなる場においても、性的虐待と搾取を含め、子どもに対するあらゆる形態の暴力と虐待に対処する主たる責任を有していることを強調し、

子どもポルノを含めた子どもの性的虐待と搾取の資料の作成、販売、普及または所持を含む、オンラインを含めた ICTs を通じた子どもの性的虐待と搾取が、子どもの身体的・心理的完結性と人間の尊厳の濫用または侵害及び子ども被害者の個人データの違法な利用となり、プライバシーへの恣意的または違法な干渉に対して法の保護への子どもの権利の享受に否定的インパクトを与えることもあることを強調し、

子どもの個性の完全で調和のとれた発達のために、子どもの最高の利益が育児と子どもの保護に対して責任ある者の指導原則であるが、子どもは家庭環境で育つべきであり、子どもにケアと安全な環境を提供する家族とケア提供者の能力が推進されるべきであることを再確認し、

³ 総会決議 70/1。

オンラインでの子どもの性的虐待と搾取の加害者は、時には子どもの直接のケア提供者であり、家族、地域社会及び近所の人たちが、ICTs を通して性的虐待と搾取の目的のために子どもを提供することに関わっているかも知れないことを認め、

この点で、両親、法的後見人または子どもを世話するその他の人の世話になっている間に、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、傷害または虐待、ネグレクトまたは怠慢な扱い、虐待、性的虐待及び搾取から子どもを保護するすべての適切な法的、行政的、社会的、教育的措置を国家が取るべきことを想起し、

子どもの権利を尊重する責任は、民間セクターと企業にも当てはまり、特に、国内の管轄圏にわたってサービスを提供し、営業しているインターネット産業の民間セクターは、オンラインの危険について意識を啓発し、子どもをエンパワーし、オンライン・オフラインの子どもの性的虐待と搾取を防止し、これと闘う合同の国際努力に継続して加わるべきであることを認め、

民間セクターのインフラとサービスが、犯罪目的で利用されることがないことを保障し、オンライン・オフラインの子どもの性的虐待と搾取の発見、通報、捜査、訴追及び防止に関連する努力に完全に協力するために、企業の社会的責任の枠組内で民間セクターが払う努力を認め、

子どものプライバシーに恣意的にまたは違法に干渉することを禁じる法律の保護への子どもの権利、情報を求め、受け、分かち合う権利、教育、表現の自由及び参画への権利を保護しつつ、子どものために安全なオンラインと ICTs を確保する際に、防止の重要性を認め、防止措置と取り組みが、政府、市民社会、産業、両親、学校、子ども及び全地域社会を含め、カギとなる行為者を関わらせるべきであることも認め、

子どもの性的虐待と搾取を防止することを目的とする適切な保護手段を提供するために、民間の行為者が国内・国際法で要求されている行動をとらない状況に関連して懸念を表明し、この点で、オンラインでの子どもの性的搾取と虐待に関わり、または促進するすべての者を裁判にかけることが極めて重要であることを強調し、

オンラインと ICTs を通した子どもの性的搾取と虐待の複数の司法権にわたる国際的性質、そのような犯罪の電子証拠の脆弱性及び発見と捜査を避けるための加害者による継続的なテクノロジーの適応、これらが伝統的な相互の法的支援と協力チャンネルにとって様々な困難を提起し、犯罪の発見、捜査のために権限のある当局へのそれらの通報、犯罪の電子的証拠の保護及び時宜を得てそれら当局へのその犯罪の引き渡しに関するものを含め、国家、その法律執行・司法当局及び民間セクターを含めた異なった行為者の間の国際協力を必要とすることを認め、

「国連麻薬場犯罪事務所サイバー犯罪世界プログラム」、「国際電気通信連合オンライン子ども保護イニシアティブ」、「オンラインの子どもの性的虐待反対世界同盟」、「WeProtect」及び「ヴァーチャル・グローバル・タスク・フォース」並びに情報社会世界首脳会合の成果の実施の全体的見直しに関する総会の高官会議のような、法の施行・司法当局を含めた各国政府、民間セクターと企業及び市民社会とのパートナーシップで推進された関連する国際的な多様な利害関係者のイニシアティブによって創設された子どもの性的虐待と搾取との世界的闘いで新たにされた勢いを歓迎し、これらイニシアティブの間のさらなる調整とその活動に関する情報の普及を奨励し、

取られた国際・地域・地方の関連イニシアティブ及びオンラインでの子どもの性的搾取と虐待の脅威と子どもの人権の完全享受に関連する激烈な結果に対処するために払われた努力を認め、国際電気通信連合とオンラインでの子どもの性的虐待と搾取と闘う際のオンラインでの子どもの保護に関するその作業部会の役割を推奨し、

1. 「ICT と子どもの性的搾取」と題する国連人権高等弁務官事務所の報告書⁴に感謝と共に留意する。

⁴ A/HRC/31/34 及び Corr.1. .

2. いかなる差別もなく、すべての子どもによる ICTs への完全で平等で包摂的で安全なアクセスを保障し、子どもの権利と福祉に基づく統合された多面的な取組みを通してオンライン及びオフラインの子どもの保護を保証するために必要な手段を取ることを各国に要請する。

3. インターネットで利用できるようになる ICTs の犯罪的誤用を通して行われ、またこれから生じる時に性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、子どもに対するあらゆる形態の暴力とオンラインでの子どもの性的虐待と搾取をできる限りの強い言葉で非難する。

4. オンラインでの性的虐待と搾取からの子どもの法的保護を確保し、国際人権法と責務に従って、法律がオンラインの子どもの性的虐待と搾取の手口の今後のありうる発展を考慮に入れることを保障しつつ、「子どもグルーミング」として知られる性的目的での子どもの誘惑、性的脅し、性的搾取及び子ども虐待のストリーミング、並びに子どもの性的虐待資料の所持、配布、アクセス、交換、作成または支払い、及び ICTs を通して伝えられるライブの子どもの性的虐待の視聴、行い、またはこれへの子どもの参加を促進することのような、これに限られるわけではないが、その新しい形態を含め、オンライン・オフラインでの子どもの性的搾取に関連するあらゆる関連行為を犯罪とするよう各国に要請する。

5. ICTs を通じたオンラインの子どもの性的搾取と虐待の複数の管轄権と国境を超える性質を考慮に入れて、刑事責任免除と闘うために、そのような犯罪活動に関わり、これを行なおうとしている人々のすべての連鎖が説明責任を持たされ、裁判にかけられることを保障するようにも各国に要請する。

6. データの保護とプライバシーに関する国内法が、国際人権法に従っていることを保障し、子ども被害者のプライバシーへの権利によれば、誰も恣意的で、違法なそのプライバシー、家族、家庭または通信に干渉を受けてはならないそのプライバシーへの権利、「世界人権宣言」の第 12 条及び「市民的・政治的権利国際規約」の第 17 条に定められているように、そのような干渉を禁止する法律の保護への権利の侵害と闘うための効果的で適切な捜査と訴追を法律施行当局、社会福祉当局及び司法当局が行うことができるようにすることを保障し、民間の行為者、特にインターネット業の行為者が、これら努力を強化するために活動し、法律に従うことの重要性について意識を啓発するよう、さらに各国に要請する。

7. インターネット・サービス・プロヴァイダー及びオンラインのプラットフォームによって蓄えられている、証人の証言と電子情報を含め、国境を超えて行われた犯罪の証拠への権限のある法律執行当局と司法当局によるアクセスを促進することにより、関連国家機関の間の強化された協力を通してオンライン・オフラインの子どもの性的虐待と搾取のための効果的捜査と訴追に対する障害を除去するよう、各国政府に要請する。

8. ICT 及びその他の関連産業が、子どもの権利を尊重することを必要とし、子どもの権利の保護のための基準の開発に対して規制機関の責任を強化する明確で、予見できる、法的・規制的環境を確保するようにも各国に要請する。

9. 国内・国際人権法と責務に従って、企業のための法律を制定し、その自己規制的枠組みを推進することにより、子どもの性的虐待または子どもがかかわるポルノ資料を削除またはブロックするための迅速で効果的手続きを確立し、オンラインでの犯罪の発見を支援し、その証拠を通報し、こともがかかわる子ども虐待資料の普及、「子どもグルーミング」及びその他の形態のオンラインの子どもの性的虐待と搾取を防止するよう、さらに各国政府に要請する。

10. 特に犯罪問題における適切な法的な相互支援を通じた法律施行サービスの間及び国際刑事警察機関との国際及び地域協力を強化し、関連国際基準の効果的実施とオンライン・オフラインでの子どもの性的虐待と搾取に関連する問題に関する適用できる法的枠組みの施行を確保するよう各国に要請する。

11. この領域での国際的な金融・技術協力を推進し、オンラインでの子どもの性的虐待と搾取を防止し、根絶し、緩和するために、好事例、捜査手続、訓練及び能力開発を交換し、被害者の身体的・心理的回復を推進するよう各国に要請する。

12. ICTs を利用して行われた子どもに対する性暴力とジェンダーに基づく暴力及びオンラインでの子どもの性的搾取を捜査し、追求し、闘うことに責任を有する十分に訓練を受けた、十分に資金提供された、献身的な法律執行捜査ユニットを設立し、またはユニットがすでに存在するところではそれらを強化し、それらに適切な財政支援と能力開発及び専門の訓練機会を提供するよう各国に要請する。

13. 非差別、子どもの最高の利益、生存と発達、子どもに影響を与える問題にその意見を表明する子どもの権利を含め、「子どもの権利に関する条約」に書かれている原則が意味あるように実施されることを保障し、「条約」に沿った子どものオンラインでの保護への包括的で、安全で、包摂的で、エンパワーする取組みを開発するよう各国に要請する。

14. 国内法の手続き規則に沿うように、子どもに影響を及ぼす行政手続または司法手続を含め、子どもが意見を聴いてもらう権利を確保しつつ、統合された子どもとジェンダーに配慮した、子どもに優しい苦情処理メカニズムと通報メカニズムを通じた効果的な救済策、回復と再統合、性的虐待と搾取の子ども被害者のためのサービスとプログラムを提供し、子どもの身に起こった損害を緩和し、二次被害を防止するよう各国に要請する。

15. この虐待を防止し、対応する国の努力の不可欠の部分として、適宜、オンライン・オフラインの子どもの性的虐待と搾取に関する、特に年齢別・性別・家庭の所得別・その他の関連要因別データの収集・分析・普及を開発して強化するよう国家を奨励する。

16. プライヴァシーへの権利を保証し、継続中の刑事捜査事件またはそのような捜査と手続の前、最中、後の司法手続に関わっているすべての子どもに保護と安全で適切な情報を提供するすべての必要な行政的・法的措置を取り、これを可能にするよう各国に要請する。

17. オンライン対処戦略を用いる子どもの意識と能力を高め、子ども、元被害者、関連 NGO 及び関連産業を関与させることにより、子どもの強靱性を支援するために、子ども、両親、ケア提供者、教員及びその他の子どもに関わっている専門家に、メディアと情報識字に関連する基本的スキル、特にオンラインの環境、その安全な利用、利益と危険に関する情報と訓練を提供して、維持される包摂的で、子どもをエンパワーする非正規・正規教育プログラムを採用し、実施するようにも各国に要請する。

18. さらに、この点で、障害を持つ子どもが直面する課題を考慮に入れつつ、時宜を得た警告メカニズムを実施することにより、子どもたちに自分の権利、性的虐待と搾取の危険、対処戦略について伝えるために、携帯電話とソーシャル・メディアを含め、ICTs を利用するイニシャティヴとプログラムを開発するよう各国に要請する。

19. オンラインで遭遇する不適切なやり取りと暴力を通報するために、子どもヘルプラインのような子どものための広く利用でき、容易くアクセスでき、子どもとジェンダーに配慮した、機密の相談メカニズム、通報メカニズム、苦情申し立てメカニズムを設立するよう各国に要請する。

20. 子どもの権利を推進することを目的とする政策、プログラム及びその他のイニシャティヴ、特にオンライン・オフラインの子どもの性的虐待と搾取を防止し、闘う政策、プログラム及びその他のイニシャティヴの開発と実施への子どもの参画を奨励する。

21. 子どもをエンパワーし、情報を与え、防止的安全措置と質の高い警告措置を含むオンライン・オフラインでの子どもの性的虐待と搾取を防止する政策の策定と実施に、民間のパートナーの参画を推進する目的で、各国政府、市民社会、産業、特に ICT セクター、観光・旅行産業、銀行業と金融セクターの代表者の参加を得て、多様な利害関係者のプラットフォームを築き、開発するよう各国を奨励する。

22. その作業計画と 2008 年 3 月 28 日の決議 7/29 と 2012 年 3 月 23 日の決議 19/37 に従って、子どもの権利の問題の検討を継続し、『持続可能な開発 2030 アジェンダ』の実施における子どもの権利の保護というテーマに、次回年次討論の日の重点を置くことを決定する。

23. 各国、国連子ども基金、その他の関連国連機関、関連特別手続きマンデート保持者、地域団体と人権機関、市民社会、国内人権機関及び子ども自身を含め、すべての関連利害関係者と密接に協力して、こ

のテーマに関する報告書を準備し、子どもの権利に関する年次討論の日に情報を提供する目的で、第 34 回人権理事会にこれを提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

9. 人権と環境(A/HRC/31/L.10)

主提案国: スロヴェニア、コスタリカ、モルディヴ

共同提案国: アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コート・ド'イヴォワール、キプロス、デンマーク、ジブティ、フィジー、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サモア、スロヴァキア、スペイン、スイス、テュニジア、イエーメン

一般コメント: ボリヴィア多民族国家、英国

コンセンサスで決議を採択

10. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利(A/HRC/31/L.11)

主提案国: フィンランド

共同提案国: アンドラ、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、トルコ、ウルグアイ

一般コメント: 南アフリカ

コンセンサスで決議を採択

11. 食糧への権利(A/HRC/31/L.14)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、ブラジル、エクアドル、エジプト、ホンデュラス、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、ナミビア、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、タイ、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、パレスチナ国

一般コメント: ボリヴィア多民族国家

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

12. 国家の外国の負債とその他の関連する国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響(A/HRC/31/L.16)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ナミビア、ニカラグア、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、パレスチナ国

票決前ステートメント: 英国

賛成 22 票、反対 12 票、棄権 2 票決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コート・ド'イヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 12 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

棄権 2 票: ジョージア、メキシコ

13. 万人の文化的権利の享受と文化的多様性に対する尊重の推進(A/HRC/31/L.17)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、エジプト、ホンデュラス、マレーシア、ナミビア、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、パレスチナ国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

14. 国籍・民族・宗教・言語のマイノリティに属する人々の権利(A/HRC/31/L.18)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルメニア、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コロンビア、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ジョージア、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ルーマニア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

15. 人権の推進と保護におけるグッド・ガヴァナンスの役割(A/HRC/31/L.19)

主提案国: ポーランド

共同提案国: アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コンゴ共和国、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スーダン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

16. 働く権利(A/HRC/31/L.32)

主提案国: エジプト、ギリシャ

共同提案国: アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、中国、コンゴ共和国、キューバ、キプロス、ジブティ、エクアドル、ジョージア、インドネシア、イタリア、ルクセンブルグ、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スペイン、タイ、テュニジア、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: メキシコ、インドネシア

コンセンサスで決議を採択

17. 宗教または信念の自由(A/HRC/31/L.35)

主提案国: オランダ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

一般コメント: ロシア連邦

採択前ステートメント: サウディアラビア

コンセンサスで決議を採択

18. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/E31/L. 5)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リヒテンシュタイン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、米国

一般コメント: ロシア連邦、オランダ、スイス、エクアドル、中国

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、アルジェリア

賛成 27 票、反対 6 票、棄権 14 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アルバニア、ベルギー、ボツワナ、コートジボワール、エルサルバドル、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国

反対 6 票: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 14 票: バングラデシュ、ブルンディ、コンゴ共和国、エクアドル、エチオピア、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、ヴェトナム

19. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/HRC/31/L.25)

主提案国: オランダ、日本: 人権委員会は 2003 年以来、人権理事会は 2008 年以来、毎年、朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する決議を採択してきた。日本は、再び朝鮮民主人民共和国に、国際社会と建設的対話に加わり、国際的拉致の問題を解決することを含め、すべての人権侵害をなくす直接的措置を取るよう要請する。

一般コメント: インドネシア

当該国ステートメント: 朝鮮民主人民共和国は出席拒否。

採択前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、中国、ロシア連邦、バングラデシュ、エクアドル

コンセンサスで決議を採択

20. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/HRC/31/L.27)

主提案国: スウェーデン(諸国グループを代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

一般コメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント: キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ロシア連邦、メキシコ

賛成 20 票、反対 15 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 20 票: アルバニア、ベルギー、ボツワナ、エルサルバドル、フランス、ドイツ、ラトヴィア、メキシコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国

反対 15 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、キューバ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、ロシア連邦、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 11 票: コンゴ共和国、コートジボワール、エチオピア、ガーナ、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、フィリピン、トーゴ

票決後ステートメント: アルジェリア、パラグアイ

21. 南スーダンの人権状況(A/HRC/31/L.33)

主提案国: アルバニア、パラグアイ、米国(核心グループを代表)

共同提案国: オーストラリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、フランス、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、英国

一般コメント: アルジェリア、オランダ

当該国ステートメント: 南スーダン

採択前ステートメント: 中国、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル
コンセンサスで決議を採択

22. 普遍的定期的レビューの第 3 サイクルの開始(A/HRC/31/L. 4)

提案者: 人権理事会議長

コンセンサスで決議を採択

3月24日(木)午前

議事項目 1(継続)

決議の採択

23. 人権教育と訓練(A/HRC/31/L.12)

主提案国: モロッコ

共同提案国: アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、イタリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マリ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、テュニジア、トルコ

一般コメント: 南アフリカ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

24. 出所が違法な資金を本国に返さないことが人権の享受に与える否定的インパクトと国際協力改善の重要性(A/HRC/31/L.24/Rev.1)

主提案国: 南アフリカ

票決前ステートメント: オランダ、スイス、メキシコ

賛成 32 票、反対 15 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 15 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトヴィア、メキシコ、オランダ、パナマ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

25. スポーツとオリンピックの理想を通して人権を推進する(A/HRC/31/L.29)

主提案国: ギリシャ

共同提案国: アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、コンゴ共和国、キューバ、キプロス、デンマーク、ジブティ、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア連邦、セントキッツ・ネヴィス、セルビア、スロヴァキア、南アフリカ、スペイン、タイ、東ティモール、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム
コンセンサスで決議を採択

26. ミャンマーの人権状況(A/HRC/31/L.30/Rev.1)

主提案国: オランダ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、米国

一般コメント: フィリピン、インドネシア、ヴェトナム、中国

当該国ステートメント: ミャンマー

採択前ステートメント: インド、ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル

コンセンサスで決議を採択

27. 非占領のシリア・ゴラン高原における人権(A/HRC/31/L.31)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、キューバ、ナミビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: キューバ

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)

賛成 31 票、反対 16 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 16 票: アルバニア、ベルギー、ボツワナ、フランス、ジョージア、ドイツ、ラトヴィア、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トゴ、英国

28. 宗教または信念に基づく人に対する不寛容、否定的固定観念、汚名及び差別、暴力のそそのかし及び暴力と闘う(A/HRC/31/L.34)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: オーストラリア、トルコ

一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

29. リビアの人権を改善するための技術支援と能力開発(A/HRC/31/L. 20)

主提案国: 南アフリカ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: エクアドル、フランス、イタリア、マルタ、オランダ、ポーランド、スロヴァキア、英国

当該国ステートメント: リビア
採択前ステートメント: エクアドル、スイス
コンセンサスで決議を採択

30. 人権の分野でのマリのための技術支援と能力開発(A/HRC/41/L.22)

主提案国: 南アフリカ(アフリカ・グループを代表)
共同提案国: オーストリア、フランス、ドイツ、ニュージーランド、ポーランド、スロヴァキア
一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)
当該国ステートメント: マリ
コンセンサスで決議を採択

31. ギニアのための技術協力と諮問サービスの強化(A/HRC/31/L.23)

主提案国: 南アフリカ(アフリカ・グループを代表)
共同提案国: フランス、ドイツ、ニュージーランド、スペイン
一般コメント: オランダ(欧州連合を代表)
当該国ステートメント: ギニア
口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

議長声明の採択

1. ハイチの人権状況(A/HRC/31/L.40)

採択前ステートメント: ロシア連邦
コンセンサスで議長声明を採択

決議の採択(継続)

32. テロリズムがすべての人権の享受に与える影響(A/HRC/31/L.13/Rev.1)

主提案国: エジプト
共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ベラルーシ、カメルーン、チャド、コンゴ共和国、キューバ、ジブティ、赤道ギニア、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マリ、モーリタニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、フィリピン、サウディアラビア、セネガル、ソマリア、南スーダン、スーダン、トーゴ、テュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、パレスチナ国
一般コメント: モロッコ
票決前ステートメント: エクアドル、オランダ(欧州連合を代表)、南アフリカ、メキシコ、ベルギー、スイス
賛成 28 票、反対 14 票、棄権 5 票で決議を採択
票決結果: 賛成 28 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、モルディヴ、モロッコ、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム
反対 15 票: アルバニア、ベルギー、フランス、ドイツ、ラトヴィア、メキシコ、オランダ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国
棄権 5 票: ジョージア、キルギスタン、モンゴル、ナミビア、パナマ

33. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰: 警察の留置及び裁判前の拘禁中の拷問を防止する保証(A/HRC/31/L.26/Rev.1)

主提案国: デンマーク
共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ジブティ、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ニュージーラン

ド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ

一般コメント: オランダ、スイス、アルジェリア、サウディアラビア(数か国を代表)
コンセンサスで決議を採択

3月24日(木) 午後

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

34. 経済的・社会的・文化的権利に対処する人権擁護者の保護(A/HRC/31/L.28)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ジブティ、フランス、ジョージア、ガーナ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ウルグアイ

修正案 L.41~L.72

修正案提案国: ロシア連邦

修正案 L.41, L.43, L.46 及び L.58 は、一回の票決で賛成 14 票、反対 22 票、棄権 10 票で否決

修正案 L.42 は、賛成 14 票、反対 20 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.44 は、賛成 14 票、反対 21 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.45 は、賛成 13 票、反対 20 票、棄権 13 票で否決

修正案 L.47 は、賛成 15 票、反対 21 票、棄権 10 票で否決

修正案 L.48 は、賛成 12 票、反対 23 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.49 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.50 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.51 は、賛成 12 票、反対 21 票、棄権 13 票で否決

修正案 L.53 は、賛成 14 票、反対 22 票、棄権 10 票で否決

修正案 L.54 は、賛成 13 票、反対 20 票、棄権 13 票で否決

修正案 L.55 は、賛成 15 票、反対 20 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.56 は、賛成 13 票、反対 21 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.57 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.58 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.59 は、賛成 13 票、反対 21 票、棄権 13 票で否決

修正案 L.60 は、賛成 11 票、反対 21 票、棄権 14 票で否決

修正案 L.61 は、賛成 15 票、反対 21 票、棄権 10 票で否決

修正案 L.62 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.63 は、賛成 13 票、反対 21 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.64 は、賛成 12 票、反対 20 票、棄権 14 票で否決

修正案 L.65 は、賛成 12 票、反対 20 票、棄権 13 票で否決

修正案 L.66 は、賛成 13 票、反対 21 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.67 は、賛成 13 票、反対 22 票、棄権 11 票で否決

修正案 L.68 は、賛成 13 票、反対 21 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.69 は、賛成 12 票、反対 22 票、棄権 12 票で否決

修正案 L.70 は、賛成 17 票、反対 20 票、棄権 9 票で否決

修正案 L.71 は、賛成 14 票、反対 20 票、棄権 12 票で否決

一般コメント: ドイツ、フランス、リビア、パナマ、ナミビア、ベルギー

修正案票決前ステートメント: ドイツ(L.41, 43, 46, 58)、パナマ(L.41, 43, 46, 58, 63)、英国

(L.41,43,46,48,56, 62)、スイス(L.42, 48,59, 67)、ジョージア(L.42, 45, 48, 59)、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国(L.44, 50)、メキシコ(L.44, 49, 56, 60, 66)、ラトヴィア(L.44,47, 51,55, 64, 71)、

オランダ(L.45,49,57, 61, 68, 70)、ベルギー(L.47, 54)、ポルトガル(L.50)、フランス(L.51, 55, 62, 69)、
アルバニア(L.53, 60, 64, 66)、スロヴェニア(L.53, 63, 67)、

票決前ステートメント: ロシア連邦、英国、ヴェトナム、キューバ、中国、エクアドル、ボツワナ、アルジェリア

賛成 33 票、反対 6 票、棄権 8 票で決議を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルバニア、アルジェリア、バングラデシュ、ベルギー、ボツワナ、コンゴ共和国、コートジボワール、エクアドル、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、キルギスタン、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、英国

反対 6 票: ブルンディ、中国、キューバ、ナイジェリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 8 票: ボリヴィア多民族国家、エルサルヴァドル、ケニア、ナミビア、カタール、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

33. パレスチナ人の自決権(A/HRC/31/L.36)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、チャド、キューバ、エクアドル、エジプト、ギニア、クウェート、(アラブ・グループを代表)、リビア、ナミビア、スーダン、スイス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

当該国ステートメント: パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

34. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況(A/HRC/31/L.37)

主提案国: パレスチナ(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、チャド、キューバ、エクアドル、エジプト、ギニア、クウェート(アラブ・グループを代表)、リビア、ナミビア、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: パラグアイ、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、キューバ

賛成 42 票、反対 0 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 42 票: アルバニア、アルジェリア、バングラデシュ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、サウディアラビア、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 5 票: ボツワナ、ガーナ、パラグアイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ

35. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で、国際法のすべての違反に対する説明責任と司法を確保する(A/HRC/31/L.38)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、チャド、キューバ、エクアドル、エジプト、ギニア、クウェート(アラブ・グループを代表)、リビア、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: サウディアラビア、アラブ首長国連邦

賛成 32 票、反対 0 票、棄権 15 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、バングラデシュ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、フランス、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 15 票: アルバニア、ボツワナ、コンゴ共和国、コーディヴォワール、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、インド、ラトヴィア、オランダ、パラグアイ、韓国、トーゴ、英国

36. 東エルサレムを含むバレスチナ被占領地と非占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエルの入植地 (A/HRC/31/L.39)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、ボリヴィア多民族国家、チャド、キューバ、ジブティ、エクアドル、エジプト、ギニア、クウェート(アラブ・グループを代表)、リビア、ナミビア、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: サウディアラビア、カタール、イスラエル

票決前ステートメント: オランダ(欧州連合を代表)、スイス

賛成 32 票、反対 0 票、棄権 15 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルジェリア、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、コーディヴォワール、キューバ、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、南アフリカ、スイス、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権: アルバニア、ベルギー、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ラトヴィア、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、英国

票決後ステートメント: エクアドル、ドイツ

37. 平和的な抗議の状況での人権の推進と保護(A/HRC/31/L.21)

主提案国: トルコ、コスタリカ、スイス

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ガーナ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、バレスチナ国、テュニジア、ウクライナ、米国

修正案 L.72, L.74, L.75, L.76, L.78, L.79

主提案国: 中国

賛成 12 票、反対 23 票、棄権 11 票で L.72 を否決

賛成 12 票、反対 23 票、棄権 10 票で L.74 を否決

賛成 17 票、反対 23 票、棄権 6 票で L.75 を否決

賛成 13 票、反対 24 票、棄権 9 票で L.76 を否決

賛成 13 票、反対 23 票、棄権 10 票で L.78 を否決

賛成 13 票、反対 22 票、機連 11 票で L.78 を否決

一般コメント: オランダ、フランス、ナミビア、南アフリカ

修正案票決前ステートメント: パナマ(L.72)、スロヴェニア(L.72)、アルバニア(L.74)、ベルギー(L.74)、ジョージア(L.75、78)、スイス(L.75)、オランダ(L.75、78)、パラグアイ(L.76)、英国(L.76)、ドイツ(L.79)、ラトヴィア(L.79)、

票決前ステートメント: インド、ヴェトナム、中国、アルジェリア、キューバ、ロシア連邦、モロッコ
賛成 31 票、反対 5 票、棄権 10 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アルバニア、アルジェリア、ベルギー、ボツワナ、コーディヴォワール、エクアドル、エルサルヴァドル、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、キルギスタン、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、スロヴェニア、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

反対 5 票: ブルンディ、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 10 票: バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ナミビア、ナイジェリア、カタール、サウディアラビア、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

票決後ステートメント：英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コート・ド'ivoワール、インド

マンデート保持者の任命

1. Alexey Tsykarev(ロシア連邦)を東欧諸国からの先住民族の権利に関する専門家メカニズム委員に任命
2. Erika Yamada(ブラジル)をラテンアメリカ・カリブ海諸国からの先住民族の権利に関する専門家メカニズム委員に任命
3. Surya Deva(インド)を人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会委員に任命
4. Stanley Michael Lynk(カナダ)を1967年以来被占領のパレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者に任命

オブザーヴァー国による一般コメント

エジプト、パキスタン、米国、オーストラリア、日本、カナダ、ニュージーランド、ミャンマー

日本のステートメント：朝鮮民主人民共和国に関する決議の承認を歓迎し、共同提案国に感謝する。朝鮮民主人民共和国の人権状況を改善することに向けて即座の具体的な行動がとられることが重要である。ミャンマーに関しては、最近かなりの進歩が遂げられてきたが、対処すべき課題がまだ残っている。現在の時点では、国際社会が支援の手を差し伸べることが極めて重要である。来年は議事項目10の下でこれが検討されることを希望する。重要な意味合いを持つ決議の中には、最後の瞬間になってPBIが利用できるようになったものもあることは残念であった。共同提案国と事務局が、もっと密接に協力するよう要請される。

理事会報告者ステートメント

Bertrand de Crombrughe 副議長兼報告者

一般閉会ステートメント

中国、ハイティ、国際人権サービス(第19条、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、国際人権連盟を代表)、アラブ人権委員会

閉会挨拶

Choi Kyonglim 人権理事会議長

第32回人権理事会は、2016年6月13日から7月1日まで開催予定。

以上